

会報 ながの

第179号
平成22年 夏



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『残雪の白根山（群馬県吾妻郡草津町）』

初夏快晴の早朝、趣味のオートバイで白根山へ。志賀・草津道路の日本国道最高地点から望む。
(会報編集委員 小池 純平 撮影)

目 次

新年度に向かって	会長	宮下照也	2
第62回 長野県土地家屋調査士会定時総会議事録			4
日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会	広報担当副会長	上島孝雄	7
会員研修会報告			
平成22年度 第1回会員研修会	業務研修部理事	丸山和重	8
土地家屋調査士制度制定60周年記念式典に参加して	会報編集委員	小池純平	9
日調連便り	日調連理事	中塚憲	12
法務大臣表彰を受賞して	諏訪支部	藤森英俊	14
東京法務局長表彰を受賞して	佐久支部	細萱忠敬	14
長野地方法務局長表彰を受賞して	上田支部	蓑輪晴夫	15
日本土地家屋調査士会連合会長表彰を受賞して	松本支部	小泉栄一	16
世界測地系Ⅷ系基準点を訪ねて			
	新潟県土地家屋調査士会柏崎支部	研修旅行幹事	中村光男
オンライン申請アンケート（第二回）結果の報告			17
	業務研修部理事	オンライン申請促進担当	海野正寿
境界情報管理センター委員会 歴史的資料収集報告書	委員長	松本誠吾	21
災害対策委員会報告書		災害対策委員会	23
第23回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会の報告	長野支部長	寺島範昭	25
第23回 長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会に優勝して	長野支部	北澤正夫	26
各支部の動き			
長野支部・支所研修旅行	長野支部長	松永宏樹	27
『調査士の経験談シリーズ』 第6回目	長野支部	小池憲造	28
「升田幸三名人の話」	長野支部	北原匡尚	29
お知らせコーナー			31
会務日誌			41
会員の動静			47
編集後記			48



新年度に向かって

会長 宮下 照也

5月21日に第62回長野県土地家屋調査士会定時総会を開催しましたところ、多数の会員の参加を得て滞りなく審議が終了し、現執行部としての最後の一年が始まりました。

総会の席上には、山本長野地方務局長を始めとする多数のご来賓各位には、公私ともどもご多用中にも拘らずご参列いただき、特に懇親会の席には、衆議院議員・参議院議員で土地家屋調査士のための議員連盟を作って活躍していただいている、民主・自民・公明の各党の県連事務局にお願いして、「代表で何方かをお願いします。」と依頼したところ、北澤防衛大臣、漆原公明党調査士議連会長、篠原衆議院議員、小坂元文部科学大臣、牛山県会議員に参列いただき、大変盛り上がりました。

参列いただきました皆様には、紙上を通じて厚く御礼申し上げる次第です。

昭和25年に制定されました調査士制度も今年60年の節目の年を迎えました。

しかしながら、節目の年、長野会では平成元年には600名近くいた会員も、会員の高齢化、申請の急激な変化更に経済状態の不安定さも相まって、4月1日現在436名と四分の三程度に激減しており、寂しさを感じると共に、調査士

制度に危機感を感じ得ないのも事実であります。

調査士は土地や建物を持っている人を対象とした職業のため、全ての国民に認知されているとは思っておりませんが、今でも仕事に行くと市民の中には「測量士さんですか？」と尋ねられる方も少なからずおられ、本会としても「無料相談会」や「体験学習」などを通じて、知名度アップのために、一層制度広報に取り組んで行きたいと考えています。

さて、「境界問題解決支援センター長野」が昨年12月18日に関係各位のご尽力の元、全国51番目、調査士単位会8番目という、「指定」を受けてから異例の速さで、当初より目指していた認証を受けることができました。

生みの苦しみが終わり、いよいよ本格的に育ての苦しみが待っており、いよいよ本番です。

センターは一般市民や認定調査士などが代理人として書類を提出する場ですが、一方では、一般調査士が境界鑑定や調査をする場として、「筆界に関する専門家」が一層の活躍する場でもあります。

市民により深く信頼されるセンターを構築する為には、センター関与者はもとより会員個々

のスキルアップも目指さなければなりません。

本年もADRが主体となる研修会は4回の開催が予定されておりますが、この研修は一部ADRに関係している会員の為のものではなく、会員全員の為の研修であると本会では位置づけております。

一般日常業務の中で、土地境界問題で悩んでいる市民に対しても適切なアドバイスができ、初期の段階で解決出来る事件も多い筈ですので、全会員の参加をお願いします。

また、ADRに関連しまして本年は、法務局が積極的に取り組んでいる「筆界特定制度」との連携も研究したいと考えており、法務局の皆様にもご協力をお願いします。

本年1月1日より施行された、租税特別措置法の軽減を受けるための建物表題登記のオンライン申請については、法務局との連携により、オンライン推進委員会と各支部担当者による会員への指導の結果、飛躍的に推進率がアップしましたが、全体の申請率としては10パーセントそこそこの、とのことであり、できる限りのご協力をお願いします。

日調連でも、オンラインによる申請することにより、不登法施行令13条「原本提示」も、登記規則93条の調査報告書を有効に利用することにより、できるだけ簡略できる方向で民事局と検討に入っているようですので、まだオンラインで申請を行っていない会員には、今から利用することを望みます。

次に、前年度の新規事業として、関プロ単位の会に遅ればせながら、災害対策委員会を立ち上げました。会員の安否確認、被災会員に対する互助、見舞金の設定、長野県を始めとする各自自治体との「防災協定の締結」等、災害が起こった場合を考えての事業となりますが、原始金の出資方法等まだまだ解決しなければならない問題もあり、会員や各支部の意見も伺いながら一年掛け骨子をまとめ、次年度総会に審議していただく予定であります。

前年度は、緊縮財政を考慮しながらの事業執行を心がけたおかげで、思いのほかの繰越金を出すことが出来ましたが、経済状況は相変わらず先行きが見えません。

会員の減少等も含め、収入も増加に転じることが見込めない中、前年度同様、将来に向かっての調査士制度存続のために、どこかの国のように破綻しない、息の長い活動が出来る財政を目指したいと思います。

最後となりますが、「倫理規程の会員浸透」、「筆界特定・ADRの連携による県民への寄与」等、各部・各委員会の業務量の多さに変わりはありません。

しかしながら、制度制定も還暦となり、もう一度市民に認知される土地家屋調査士を目指し、事務局の新体制の充実も含め、役員一致団結して、一步一步確実に対応してまいりたいと考えておりますので、会員各位の一層のご理解ご協力をお願いします。

第62回 長野県土地家屋調査士会定時総会議事録

日 時 平成22年5月21日（金曜日）午後2時15分開会

場 所：長野市鶴賀高畑752-8 メルパーク長野

出席者：会員総数	439名
本人出席による会員数	172名
委任状提出による出席会員数	196名
合計出席者数	368名

前田理事の司会により進行され、芦澤副会長が第62回定時総会の開会を宣言した。

その後出席者全員で「土地家屋調査士倫理綱領」を斉唱した。

宮下会長の挨拶の後、司会者が議長選任について議場に諮ったところ、司会者一任の発言があり、異議なく拍手による賛同を得て、司会者は議長に長野支部寺島範昭会員を指名した。

議長は登壇して挨拶の後、副議長・議事録作成者・議事録署名人を指名したい旨を議場に諮った。異議なく拍手による賛同があり、承認を受けて議長は次の者を指名した。

副議長	長野支部	岩崎清人会員
議事録作成者	長野支部	小坂欣三会員
	長野支部	溝口 栄会員
議事録署名人	長野支部	高野泰治会員
	長野支部	松澤藤男会員

副議長が登壇し挨拶。議長が出席状況の報告を求め、副議長より出席状況の報告（前記）があり、議長より「会則第46条」規定の特別決議の要件を満たし、本総会の成立の宣言がされた。

議事に入る前に、議長は「総会資料の訂正」の説明を執行部に求めた。

総会資料P38及びP39 平成21年度一般会計収入・支出決算書の表中「H21年度予算（案）」を「H21年度予算」に訂正する旨、執行部より説明があった。

議事の内容

議長は報告事項及び第1号議案の一括付議を議場に諮り、異議がなく拍手により承認を受けた。

- (1) 報告事項 平成21年度会務及び事業報告の件 並びに、
 - (2) 審議事項 第1号議案平成21年度収入・支出決算書承認の件
- 議長は提案者に要点を簡潔に説明するように求めた。

議案の説明

上原副会長	平成21年度会務・事業報告（総会資料P7～8）
	各委員会事業報告 ADR運営委員会（総会資料P14～16）
荒井部長	平成21年度各部事業報告 総務部（総会資料P9～10）
	各委員会事業報告 境界情報管理センター委員会（総会資料P13）
	会員の異動状況（総会資料P17）
	平成21年度各種会議等開催回数一覧表（総会資料P18～19）
	会務日誌（総会資料P20～36）についての説明は省略

芦澤部長 平成21年度各部事業報告 業務研修部（総会資料P10～11）
各委員会事業報告 表示登記研究委員会（総会資料P13）
境界鑑定委員会（総会資料P13）
オンライン登記申請促進委員会（総会資料P14）
災害対策委員会（総会資料P14）

松本部長 平成21年度各部事業報告 広報部（総会資料P11～12）
各委員会事業報告 会報編集委員会（総会資料P13）
IT委員会（総会資料P14）

上島部長 平成21年度各部事業報告 財務部（総会資料P10）
平成21年度収入・支出決算書などの説明（総会資料P38～46）

議案の説明が終わり、議長は監事の監査報告を求めた。

小池代表監事により、会計監査および業務監査を行い適正である旨の報告がされた。

質疑応答に入る前に、議長が佐久支部より提出された要望書を読み上げた。

佐久支部の「要望事項」

「本会が行なう講習会について、会場が松本や長野が多くて出席しにくい。そこで各ブロック毎、又は支部単位で開催してもらいたい。」

議長から「要望事項は本会運営の参考とさせていただき、答弁等しない旨」の説明があり、佐久支部長 塩川靖雄会員が了承した。

議長は第1号議案について質疑応答に入ったが質問がなく、質疑を打ち切り議案の採決に入った。異議なく拍手をもって第1号議案は原案のとおり承認された。

次に議長は第2号議案及び第3号議案の一括付議を議場に諮り、拍手により承認を受けた。

議案の説明

第2号議案 平成22年度事業計画（案）決定の件

宮下会長 平成22年度事業計画大綱（案）（総会資料P47）

上原副会長 平成22年度事業計画（案）

総務部 財務部 業務研修部 広報部（総会資料P48～49）

第3号議案 平成22年度収入・支出予算（案）決定の件

上島副会長 平成22年度一般会計収入・支出予算書（案）（総会資料P50～52）

共済慶弔特別会計収入・支出予算書（案）（総会資料P53）

境界問題解決支援センター長野 平成22年度収入・支出予算書（案）

（総会資料P54～55）

以上の議案説明が終わり、議長は第2号議案及び第3号議案の質疑応答に入った。

伊那支部 小林宏美会員の「質疑の要旨」

- ①会報ながのに載せる中身については適正な審査をして載せていただきたい。その理由として、前、掲載された中に政治連盟未加入者に対し、批判する内容があったため。加入するか否かは本来、個人の判断に委ねられるものであって批判されるものではない。
- ②また、ホームページにも載せてあるようですが、一般の方はどの範囲まで見られるようになっているのか？その掲載内容を一般の人が見た場合、公正な立場で誠実に業務をおこなう上で、一般の人に公平性に欠けると捉えられかねないのではないのでしょうか？
- ③会報ながのに載せてある政治連盟の広告ですが、広告宣伝費はもらっているのですか？

松本広報部長の「答弁の要旨」

基本、文章は変えないで載せるようにしています。特定の個人の誹謗中傷は審査すべきものがありますが、それ以外はあくまでも個人の意見としての記事と捉えていただきたい。

しかし、ホームページの一般に公開している部分においては、今後、検討していく中身であるので適正な審査をして削除をしていきたい。政治連盟から掲載費はもらっています。

ほかに質問者はなく、議長は質疑応答を打切り採択に入った。

その結果、第2号議案ならびに第3号議案は異議なく拍手をもって原案のとおり承認された。

次に議長は第4号議案について、提案者の説明を求めた。

議案の説明

第4号議案本会「会則」改定の件

荒井部長 会則一部改定について（総会資料P56～62）

議案説明が終わり、議長は議案説明について質疑のある会員の挙手を求めた。

松本支部 宮下新会員の「質疑の要旨」

第4号議案4（参照）長野県土地家屋調査士会証紙貼用規程改正 理事会決議 第4条（総会資料P61）についてもう少し説明していただきたくて質問します。「上記のいずれにも該当しない場合については、事件簿の備考欄に貼付する。」ということで理事会決議ですが、今度は事件簿に実測の場合たとえば敷地を測量して現況調査するなどについてもすべて証紙を貼付するという事によろしい訳ですか？

荒井総務部長の「回答の要旨」

証紙を貼る「上記のいずれにも該当しない場合」というのはそういう貼付規定ではありませんで、証紙を貼る位置は登記申請書、申出書それから別記第13号様式の用紙の欄外余白ですが、公的個人認証を受けて登記申請の場合は、証紙を貼るところがありませんので事件簿に貼っていただきたいということです。施行規則第46条に証紙は具体的にこれに貼ると規定されていますが、それをもう少し細かくこの第4条で説明しています。

ほかに質問者はなく、議長は質疑応答を打切り採択に入った。

その結果、第4号議案は異議なく拍手をもって原案のとおり承認された。

議長は以上をもってすべての議案の議事が終了したことを宣言、議事進行に対する会員の協力について謝辞を述べて、副議長と共に降壇した。

上島副会長が定時総会の閉会の宣言をして、午後3時45分に第62回定時総会は終了した。

平成22年5月21日

以上は総会の議事の内容を記したものであり、総会の決議を明確にするために、議長ならびに議事録署名人が署名捺印する。

議 長 寺 島 範 昭 ㊟

議事録署名人 高 野 泰 治 ㊟

議事録署名人 松 澤 藤 男 ㊟

日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会

広報担当副会長 上島 孝雄

平成22年6月23日（水）～24日（木）
東京都文京区 東京ドームホテル

日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会が、平成22年6月23日～24日の2日間にわたり東京都文京区『東京ドームホテル』にて開催され、長野会からは、宮下会長、上原・芦澤副会長が代議員として出席しました。

松岡連合会会長の挨拶のあと、林千年（岐阜会会長）・柴山武（福島会会長）が議長・副議長に選出されました。

最初に会務経過報告及び事業経過報告がありました。今年度は、土地家屋調査士制定60周年の年にあたるため各種事業の検討、又去年の政権交代により民主党が与党になったことからその対応に関する事項が多数ありました。全国50会の代議員186名により議事に入りました。

1日目

第1号議案

- (イ) 平成21年度一般会計収入支出決算報告書承認の件
- (ロ) 平成21年度当別会計収入支出決算報告書承認の件

第1号議案は、承認されました。

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）及び土地家屋調査士倫理規定の制定審議の件

質疑応答に入りましたが、多数の質問がためため緊急理事会を開き、翌日再度上程し審議する事になり、24日最初に執行部より条文の字句訂正案が再提出され・賛成175名・可決しました。倫理規定の制定により、これを外に向かって明らかにすることで、土地家屋調査士の業務が国民へのより一層の信頼へ、又理解につながる事になり、内に向かっては、各会員が一層の研鑽を積み、責任ある仕事を通じ、国民に寄与する事になります。会則に位置付けられるため執行部では、後日事例集を作るとの事でした。

第3号議案 制度基盤整備特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（案）審議の件

第3号議案は、特定認証局の構築費及び運営費として創設された特別会計ですが、すでにその役割を終えたため廃止する事で、可決されました。

2日目

第4号議案 平成22年度事業計画（案）審議の件

調査士制度制定60周年・表示登記制度誕生50年となる節目の年にあたり両制度の更なる充実発展に寄与し得る取り組みの推進、業務拡充への取り組みの推進、日常業務の高度化・効率化への対応、会員の事務所経営基盤の安定のための施策の推進規制改革・規制緩和・地方分権の議論への対応、司法制度へのさらなる参画を求めするための施策の推進、研究・研修体制の充実・強化、職業倫理の確立及び土地家屋調査士の自律・自治機能の向上を事業方針大綱（案）とし、各部の事業計画（案）の説明後、承認されました。

第5号議案

- (イ) 平成22年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
- (ロ) 平成22年度当別会計収入支出予算（案）審議の件

第5号議案可決されました。

以上をもって閉会しました。

総会終了後、宮崎会会長より現在口蹄疫感染問題では未だ解決に至っておらず、農家だけではなく会員においても測量・境界立会ができないといった大変な苦労を強いられているとの報告がありました。総会に出席した会員に被害に遭った農家に対し、新聞社を通じて見舞金を出したく協力のお願がありました。

ロビーにおいては、第25回写真コンクールの入賞作品が展示されておりましたが本会関係者では、昨年に引き続き松本支部の古幡琢助会員・入選「御柱川越しして神となる」同支部の太田正人会員・佳作「挑む」が入賞したことを報告致します。



会員研修会報告

平成22年度 第1回会員研修会

業務研修部 丸山和重

今年度第1回の会員研修会が7月5日（月）に松本県民文化会館で開催されました。

午前「長野県土地家屋調査士会の災害対策について」と「土地家屋調査士倫理規程と懲戒処分事例」の説明がありました。災害対策委員会の蓑輪理事から災害対策委員会の役割の説明を受けました。

平成22年度事業計画と災害対策委員会の答申に基づいて取り組み、検討を進めていくということですが、今年度は長野会内部への対策、対応について検討し、更に他団体や市町村との防災協定や災害対策マニュアルの作成等についても研究して、土地家屋調査士会として災害時に社会貢献できるようにしていく旨の説明がありました。

続いて、土地家屋調査士倫理規程と懲戒処分事例について芦澤業務研修部長から説明がありました。

私は倫理規程が本年度の連合会総会で決議され連合会会則に追加されましたが、規程とは言っても基本は人として土地家屋調査士という資格者として善悪を判断して行動すればよい事であり、標準の義務、道徳として示されたのだと理解しています。

次に土地家屋調査士の懲戒処分事例の紹介があり、3年間に全国で懲戒処分が100件近くあったことには驚きました。

いくつかの事例が紹介されましたが法律や会則違反、調測要領に基づかない業務による違反

で、人として資格者としての義務を果たしていれば処分は受けなかつたろうと思いました。

午後は、弁護士の相馬弘昭先生から土地家屋調査士に必要な民法の基礎知識について講義していただきました。

相馬先生にはここ数年、我々の日々の業務に役立つ時効を含む民法の基礎や土地家屋調査士の倫理と法的責任等について講義していただいています。今回は、今までのまとめということで復習させていただき再確認しました。

大変感謝申し上げます。

会員の皆さんには希望の研修や、研修会の開催方法等の意見がございましたら、支部役員または本会役員、本会事務局までお寄せいただきたいと思います。

今後も会員のためになるより良い研修会が開催できるように努力していきます。

会員研修会出席状況

日時 平成22年7月5日
場所 長野県松本文化会館

支部名	会員数	出 席 申 込 者 数	当 日 出 席 者 数	出席率 %
長 野	103	58	50	48.5
飯 山	16	10	9	56.3
上 田	35	16	15	42.9
佐 久	44	18	15	34.1
諏 訪	40	27	25	62.5
伊 那	53	38	34	64.2
飯 田	38	23	21	55.3
松 本	90	57	56	62.2
木 曾	8	5	5	62.5
大 町	11	9	8	72.7
合 計	438	261	238	54.3

土地家屋調査士制度制定60周年記念式典に参加して

会報編集委員 小池 純 平

平成22年6月24日（木）、東京ドームホテルにおいて『土地家屋調査士制度制定60周年記念式典』が盛大に開催されました。

登録3年目の私ですが、若手でもあり、会報編集委員でもある小池君に是非式典の様子を取材してきて欲しいとの宮下会長の指示を受け、この度、取材という形でこの記念すべき式典に光栄にも参加させていただいたわけでありました。

会場となる東京ドームホテルに到着し、地下1階では、全国の単位会の会旗が並べられ、全国の会長、副会長、広報部の担当者等が式典の行われる大部屋の前のロビーに集まって、祝賀ムードに溢れておりました。

式典の開始まで、少々時間がありましたので、各会の会長と僅かな時間でしたが、お話をすることができました。なかでも岡山会会長の高山吉正氏は「正確な地図の整備が早急に必要である。我々土地家屋調査士はその期待にこたえなければならない」と熱く語っておりました。

というわけで、いよいよ式典の開催となるわけでありました。会場内には大型カメラ機材や照明がセットされ、連合会広報部の担当者がまるで新聞記者のように忙しくカメラを持って右往左往しておりました。私が持参してきた安物のデジタルカメラが少々恥ずかしかったです。

さて、式典の前に法務大臣表彰、連合会長表彰等の授与式が行われ、我が長野県土地家屋調査士会からは藤森英俊会員が法務大臣表彰を受賞されました。ここは会報編集委員としてシャッターチャンスを見逃す訳にはいかないと、図々し

くも来賓の方々の座る席を越え、ステージ側から会場を斜めに見下ろす位置を確保し、藤森会員が法務大臣から受賞する様子をカメラに収めたのであります。千葉景子法務大臣から直接表彰状を受け取る姿は晴れ晴れしく、輝いて見えました。

さて、式典には法務大臣 千葉景子氏、法務副大臣 加藤公一氏、衆議院議長 横路孝弘氏、法務省民事局長 原 優氏等を来賓に迎え、ご



本人からのご祝辞をいただきました。また、民事局長の原 優氏による記念講演会も行われました。

原氏のご出身が長野県伊那市で、松本市にある記念碑にも訪れたことがあり、伊能ウォークにも参加したことがあるとのことで、長野とは縁が深いとおっしゃっておりました。さらに、政府の重要政策の一つでもあるいわゆる平成地籍調査のお話では、正確な地図を作成するには法務省と土地家屋調査士との連携が必要不可欠であり、今後、ますますの連携の強化が必要であり、大いに期待しているとのことでした。

また、衆議院議長 横路孝弘氏の祝辞では筆界特定制度やADRについても徐々にではあるが、国民に認知されてきていることは確実であり、土地の境界問題に関して、極めて専門的な意見を伺うことができる土地家屋調査士の皆さんは、今後、その専門性を活かして業務の範囲を広げる可能性があるとお話をいただきました。

法務大臣 千葉景子氏の祝辞のなかでは地図混乱問題の解決（14条地図の整備）は法務省でも重要な課題と位置付けており土地家屋調査士の協力なしでは実現不可能と思っているとのことでありました。

このように『土地家屋調査士制度制定60周年記念式典』が盛大に開催されたことにつきまして、私のような経験の浅い若輩者ですが、素直に嬉しく思いましたし、調査士の一員であることを誇りに思いました。

日頃は業務を遂行することに全力必死で、あまり周りが見えていない私ですが、式典の中で要人と呼ばれるような方々から、我々土地家屋調査士は国家からも国民からも、大いに期待されていて、登記制度の根幹を支える大変重要な責務を負っているのだぞ、ということ直に言われますと、身が引き締まる思いであります。



会場の金屏風の前で記念撮影
左から芦澤副会長（業務研修担当）、上原副会長（総務担当）、宮下会長、法務大臣賞を受賞した藤森会員、上島副会長（財務・広報担当）

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601



日調連便り

日調連理事 中塚 憲

Anniversary

今年は7年に1度の御柱の年でした。私も地元の御柱の曳行に参加しました。こういう祭や儀礼、年中行事などの「非日常」のことを「ハレ」といいます。いわゆるハレの日の「ハレ」で、普段の生活「日常」のことは「ケ」と呼びますが、制度制定60周年を迎えている土地家屋調査士にとっても今年は「ハレ」の年です。

7年、10年の巡りを待たなくとも、記念日は毎年やってきます。私たち土地家屋調査士に関連する記念日というと、まず4月1日。今年、制度制定50年を迎えた「表示登記の日」です。また6月3日「測量の日」、10月1日「法の日」もAnniversaryに数えられますが、わけても7月31日は私たちにとって特別な日です。ご承知のとおり昭和25年7月31日、第8臨時国会において土地家屋調査士法が可決成立した「土地家屋調査士の日」です。長野会にとっては60周年記念事業で「Ⅷ系原点」のモニュメントを設置した8月8日も重要な日になりますね。

7月31日から「Ⅷ系原点の日」8月8日までを「長野県土地家屋調査士Week」などとして、本会や支部で、無料相談や子供への寄付講座等々いろいろな広報イベントを企画・実施するのもいいかもしれません。

連合会の「ハレ」の日

連合会でもハレの60周年を機に過去を振り返りさらなる未来を見据える意味で、さまざまな行事・事業を企画していることは以前から報告して来ましたが、このほど第67回通常総会の開催

に併せて、制度制定60周年記念式典を、東京ドームホテルにおいて挙行了しました。6月23日総会を一旦休会し、原 優法務省民事局長より「長野県の出身で、知り合いの調査士から聞き、松本の記念碑を訪れたこともある」というエピソードの披露に続き、「表示登記の現状と土地家屋調査士への期待」と題した講演をいただきました。

翌24日、総会閉会後の午後1時から千葉景子法務大臣による法務大臣表彰状授与、感謝状贈呈、続いて松岡連合会長による連合会長表彰、顕彰授与の式を行いました。長野会からは藤森英俊会員が大臣表彰を受けられました。

午後2時から横路孝弘衆議院議長、千葉景子法務大臣、加藤公一法務副大臣、原 優民事局長を来賓にお迎えして記念式典を執り行いました。衆議院議長、法務大臣からは直接お祝いの言葉をいただき、また菅 直人内閣総理大臣、江田五月参議院議長から祝辞を、仙石由人内閣官房長官から祝電を頂戴するなど、式典は盛大に、かつ厳粛な雰囲気うちに終了しました。

今後の記念事業

すでに前号でもお知らせしておりますが、今後の60周年記念事業について、ざっと紹介しておきます。

- ・G空間EXPO（参加）9月19日～21日
- ・記念シンポジウムin日比谷 10月3日
- ・全国一斉表示登記無料相談会 10月9日
- ・地籍シンポジウムin台湾 11月

10月3日のシンポジウムは土地家屋調査士全

国大会と銘打ち、記念講演と地籍研究会の発足が予定されています。また全国一斉相談会は支部、会員の方の協力なしにはなしえない記念事業、社会事業です。よろしくご協力をお願いいたします。連合会も新聞広告などで告知を行う予定です。

なお注目のTVドラマですが、制作はすでに決定済み、今後連合会と制作会社で契約後、撮影に入る予定です。

連合会総会の報告

連合会と全国の土地家屋調査士会の関係は、さながら連邦国家の体をなしています。土地家屋調査士会は、法務局または地方法務局の管轄区域ごとに設立（各都府県に1つずつと北海道に4つの合計50会）されており、連合会は、この50の土地家屋調査士会が会則を定めて設立した団体です。会の代表は会長ですが、全国17,400名余の調査士の意思を総会に反映させるべく、会員数により会長に加えて代議員が総会を構成する間接民主制の仕組みをとっています。

さて、順序が前後しますが式典に先立ち、6月23日、24日の両日に渡り、全国の土地家屋調査士会から会長、代議員が参集して、日本土地家屋調査士会連合会通常総会が開催され、長野会からは宮下会長はじめ、上原副会長、上島副会長及び芦澤副会長が出席しました。

連合会の総会でも書面による事前質問の制度がとられています。今回は上程議案などに対し約50の質疑・要望がありました。長野会では宮下会長がオンライン登記申請について、上原副会長から公益法人新会計基準の導入について、芦澤副会長がCPD制度について質問し、それぞれ「来年2月14日から現行システムに替わって新オンラインシステムに変更される予定なので、今後研修等の対応方よろしく願います」

旨、「公益性と会計の透明性確保のため、連合会でシステム構築・移行した後に各会の導入を検討してまいりたい」旨、「CPDは全会員を対象とする制度で、研修に参加する会員とそうでない会員とに差が出てくるのはある程度許容せざるを得ない、CPD制度の新たなQ&Aは研修部で提示に向け検討中である」旨、回答がありました。

2日間かけた審議を経て、議案第1号平成21年度会計収支決算書承認の件、第2号連合会会則一部改正及び土地家屋調査士倫理規程制定の件、第3号制度基盤特別会計廃止及び連合会特別会計一部改正の件、第4号平成22年度事業計画審議の件、第5号平成22年度会計収支予算審議の件、以上すべての議案が可決承認されました。

連合会の最近の動き

連合会は記念事業や式典ばかりを行っているわけではありません。その活動の一端を紹介します。

[地方分権改革への対応]

全国知事会に置かれた「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の本年3月の中間報告で、地方分権改革推進委員会の第2次勧告では国の機関として残すこととなった法務局・地方法務局についても原則廃止の対象になり、土地家屋調査士制度と一体として存在する登記事務を地方（自治体）に移管すべきとされたことは、ご承知のことと思います。去る5月21日、地域主権戦略会議の主催した「(国の)出先機関改革の公開討議」では、地方自治体の代表者から、法務省に対し厳しい意見が寄せられました。7月にも地域主権戦略大綱が取りまとめられることになっており、連合会では登記事務の地方移管に対して、総会に先立つ6月3日、①登記事

務は、国民の権利義務や社会経済活動に重要な役割を果たすものであり、今後とも国家が主体的に担う事務として、全国50カ所に適正に配置されている法務局・地方法務局を、現状のとおり国の機関として維持されることを要望する。

②土地家屋調査士に関する指導監督は、引き続き法務局・地方法務局でおこない、土地家屋調査士会の会則認可に関する事務は、国の事務として維持されるべきである。――との意見を表明し、全国の調査士会に発信しました。今現在も、この意見の下、政府および関係機関に働きかけをしています。

【地図・地籍整備関連の動向】

【公共嘱託登記関連業務受託環境の整備】

国土調査促進特別措置法、国土調査法の一部改正により、調査士の専門性が地籍調査事業でも発揮できるようになりました。(詳しくは連合会の会報7月号をご覧ください)

また、全測連との協議、調整を進めつつ、業務区分等に関する広報活動、公共調達の競争入札制度の見直し等要請など、様々な働きかけをしてきましたが、公共嘱託登記関連業務でも、日本高速道路保有・債務返済機構の入札公告のように「土地家屋調査士」が参加資格に明記された発注がされるようになってきました。

今後、この分野の業務の発注増加が予想される事態となっています。早急に実務レベルでの受け皿作り、私たちの受入れ体制作りをしていく必要が生じています。連合会でも鋭意検討を進めていますが、会員の皆さんもあなた任せにしないで、どういう組織体で受託していくのがよいのか、研究、議論をお願いします。

【土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査】について

報酬額規定の撤廃以来、特に最近、報酬額が低く安くなる傾向にあるのではないかと話題

になります。連合会でも自由競争が過当競争となり、高い品質を保持するのが義務である土地家屋調査士業務にあって、その維持ができなくなるのではないかと憂慮しています。事務所経営の圧迫だけでなく、安かろう、悪かろう、というのは、利用者の利便性や安全・安心のためにはなりません。ひいては調査士制度全体も揺るがしかねない問題です。

報酬額規定撤廃の際に、実態を調査して統計を出すことが付帯されました。これは談合や高止まりの防止が主眼でしたが、やや傾向が違ってきているような情勢です。はたして本当のところはどうであるのか、事実を確認し、対応策を練ることが必要となっています。

今年度、3年に1度の事務所形態・報酬額実態調査を行います。アンケート調査票、回答記載要領等、返信用封筒を連合会から直接、会員あてに送付し、会員は直接、連合会に回答を返送する方式をとります。情報の精度を高めるため、私たちの制度の維持のためにも、回答よろしくご協力ください。

【倫理規程は転ばぬ先の杖】

先述のとおり今総会で制定されました土地家屋調査士倫理規程について、一言お伝えして、この稿の結びとします。

この規程については様々な意見がありますが、これをもって会員に対する規制とするために制定したものではありません。常識に始まり、民法、土地家屋調査士法などの法令、会則に散在していた倫理に関する「文言」を集めて編集したのが、この倫理規程です。

「こういうことはしてはいけないんだ」というようなことをまとめたものですから、「転ばぬ先の杖」として、業務に役立てていただきたいと思っています。

法務大臣表彰を受賞して

諏訪支部 藤森 英俊

平成22年6月24日、「東京ドームホテル」にて開催された土地家屋調査士制度制定60周年記念式典の席上において法務大臣表彰を、千葉景子法務大臣より手渡されました。

本年は私を含めて全国から30名の会員が受賞しました。

この栄誉は自分一人に対してではなく、長野県土地家屋調査士会員全体を代表しての受賞であったとの思いであり、法務局・本会の方々の暖かいご支援によりこのような機会を頂けたものと、心より感謝申し上げます。

又、昭和51年に当会に入会させて頂き諸先輩の指導のもと、気が付けば34年間お世話になってきました。まだその恩返しも出来ない中、このような栄えある席に据えて頂き大変恐縮しております。

現在、土地家屋調査士業務の環境は、経済の低迷に起因する事件数の減少、それに伴い会員数も減る傾向にあり、その結果当会の活気が少々無くなってしまったように感じるのは残念ですが、これからも歴史ある調査士業務の確保、与

えられたADRの新たな制度を確立し将来ある若い会員のため、魅力ある土地家屋調査士制度とするようこの感激を忘れず、微力ではありますが尽力していく所存であります。

良き思い出は「境界問題解決支援センター長野」の立ち上げ、優秀なメンバーの仲間に入れて頂き、悩みながら目的を達成し、大きな目的であった認証も受けました。

委員としてその誕生する姿を見守り、まだ短期間ではありますが育て上げる立場で携われたことは幸運でした。

長野県土地家屋調査士会、境界問題解決支援センター長野が今後益々発展することを祈念してお礼の挨拶とさせて頂きます。



受賞した藤森会員（左）。千葉景子法務大臣（右）

東京法務局長表彰を受賞して

佐久支部 細 萱 忠 敬

この度平成22年度第62回長野県土地家屋調査士会定時総会会場で、会員の拍手を頂きながら、飯山支部 関口誠一会員、伊那支部 大住隆雄

会員、飯田支部 芦澤文博会員共々東京法務局長表彰の栄に浴しましたことは、誠に身に余る光栄であります。

これもひとえに、法務当局及び長野県土地家屋調査士会並びに関係会員各位の多年にわたるご指導ご支援の賜であると、深く感謝をいたしております。

又、会場にて、お祝いの言葉をかけていただきました理事、及び事務局の皆様はこの紙面をお借りして御礼申し上げます。

今後は、この榮譽に恥じることなく技術の向上と法令の研鑽を積み、土地家屋調査士として法務行政の一翼を担う為、一層の精進に努めてまいりたいと思っておりますので、変わらぬご厚誼ご鞭撻を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝と本会のますますのご発展を願い紙上を以ってお礼のご挨拶とさせていただきます。



長野地方法務局長表彰を受賞して

上田支部 蓑輪 晴夫

第62回定時総会式典において長野地方法務局長表彰をいただきましたことを大変光栄に思い、これまでお世話になりました多くの方々にお礼を申し上げます。

この機会に思い返せば調査士登録から25年が経過し、昨年50歳を過ぎた私にとりまして約半分の年月を調査士として過ごしてきたことに多くの意味を含めて感慨と驚きがありました。コイン式コピーが未設置だった頃の公図や測量図のトレース作業、登記簿(ブック)の閲覧・転写作業は知識と経験を伴うもので一番苦手な作業でした。現在はインターネット経由で登記記録内容・図面情報が法務局に出向くことなく取得出来る夢のような環境へと変化し、申請もオンラインによることが可能となり今後の改善を望む部分はあるものの調査士業として利便性を実感できるシステムにより申請業務も様変わりしました。

ただ昔も今も変わらぬことは(現地)調査業務です。機材の進歩はあるものの基本的な作業は

変わらずに対象不動産の関係者からの情報収集・照合・立会確認作業や場合によっては想像や調査士としての勘までも必要とすること、また加えて明確な説明、聴取する話術(人柄)さえ必要となります。この部分は機械化することが出来ない調査士としてこれからも重要な職務だと思います。

有資格者として進歩する登記行政・調査士業のためにも研鑽を重ねる所存でありますので今後ご指導とご鞭撻をお願いいたします。



日本土地家屋調査士会連合会長表彰を受賞して

松本支部 小泉 栄一

先の長野県土地家屋調査士会定時総会式典において日本土地家屋調査士会連合会長表彰をいただき誠に有難うございました。これも30年間に渡り皆様からご指導をいただいたお陰と深く御礼申し上げます。

私の調査士歴のうち多くの時間は、ゆったりとした流れの中で気楽に過ごさせて頂いたものと感じています。

しかしながら、数年前から調査士業務が制度上拡大され、筆界特定手続代理関係業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務における代理権の付与については、当初大きな驚きと戸惑いさえ感じました。さらに長野会による筆界不明に起因する民事紛争の和解の仲介を行う調停機関の設置については想定の域を遥かに超えるものでした。

調査士に付与された新たな業務の活用並びに調査士会に求められる社会貢献につきましては、今後の会員諸兄の取り組み方に大きく左右されるものと思われまます。

終わりにあたり、会員皆様並びにご家族の益々のご健康をお祈り申し上げます。有難うございました。



平成22年度 第2回 全体研修会のお知らせ

平成22年11月25日(木)

於 長野県松本文化会館

講師は

- ・ 裁判所 判事
- ・ 日調連 名誉会長 西本孔昭 先生 を予定しています。

世界測地系Ⅷ系基準点を訪ねて

新潟県土地家屋調査士会柏崎支部

研修旅行幹事 中村光男

私たち柏崎支部では、毎年秋も暮れた頃に、日ごろの疲れを癒すべく、研修を兼ねて温泉旅行に出かけております。私とその幹事を任せられてから早4年の月日が経ちました。研修旅行の計画を立てるにあたっては、研修先の県と温泉地は幹事の独断で決めさせて頂き、参加希望調査士からは、その地域の廻りたい場所のリクエストを頂き、なるべくそれに沿うようなかたちで旅行計画を練り、バス会社と相談しながらルートを決めております。

そんなこんなで平成21年度の研修旅行は私の独断で長野に決定。そして恒例のリクエストを聞いたところ、支部長から世界測地系Ⅷ系基準点の視察というとてもタイムリーなリクエストを頂き、今回の研修ルートに入れさせて頂いたというような経緯であります。

さて、今回の世界測地系Ⅷ系基準点の視察にあたり、少し苦労したことは、それが設置されている、市場マレットゴルフ場を探すことでした。ゴルフ場だからネットで検索すればすぐに出てくるだろうと思いましたが、なかなか検索にかからず、グーグルの地図で見ても施設名が載っておらず、最終的には基準点が設置されている南牧村の役場に電話で問い合わせ教えてもらいました。ルートとしては、軽井沢方面からひたすら国道141号を下って行ったのですが、軽井沢から2時間程度というなかなかの距離の所でした。基準点と言うと、なんだか山の頂上とかにあるのかなと想像してしまいましたが、到着してみると、ほ

んとゴルフ場の入口付近の芝生に囲まれた平場にあり、驚きました。基準点そのものは立派な大理石の様なもので囲まれた中に、真鍮の基準点が施工されており、近くには記念の石碑も建てられており、それはそれは立派なものでした。そしてなにより、誰のアイデアかはわかりませんが、このⅧ系を公共測量の基準点とする長野、新潟、山梨、静岡、各県の石を基準点の周囲に配置してあったところが良かったです。でもちょっと考えると、Ⅷ系の0-0地点が、たまたまこの場所で良かったと思えました。例えばゴルフ場のフェアウェーのど真ん中だったら、邪魔でしかたないし、民家の中だったら基準点自体、施工出来なかっただろうし、この狭い日本では奇跡的な好立地ではないかと思えました。さて、そんな感想を持った今回のⅧ系基準点の視察、各地で街区基準点の成果が公表され、世界測地系での測量が主流になって来ている今、Ⅷ系を使用する各県の皆様、是非一度この0-0地点を視察してみたいかと思いますが…。



オンライン申請アンケート（第二回）結果の報告

業務研修部理事

オンライン申請促進担当 海野正寿

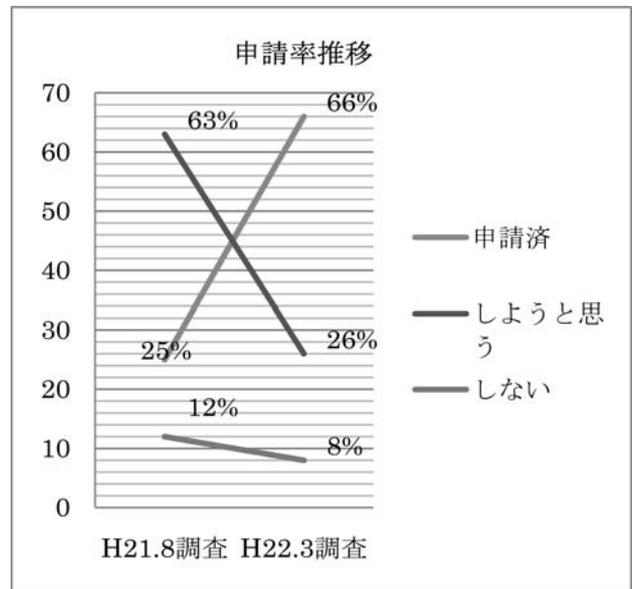
去る3月5日全体研修会の折に配布回収したものとその後各支部長を通じ回答をお願いした分を合わせ275名の回答をいただきました。（回答率59%）ご協力いただきました会員、支部長各位に感謝申し上げ集計結果をご報告いたします。なお個別データ（設定環境状況、サポート希望の有無等）に関しては各支部に別途配布致しますので今後の支部研修にお役立ていただければ幸いです。

今回アンケートは二回目であり、また本年一月からの建物保存登記に関する登録免許税特別措置適用直後ということもあり、オンライン申請率の変化をみるため一回目と同じ設問と致しました。

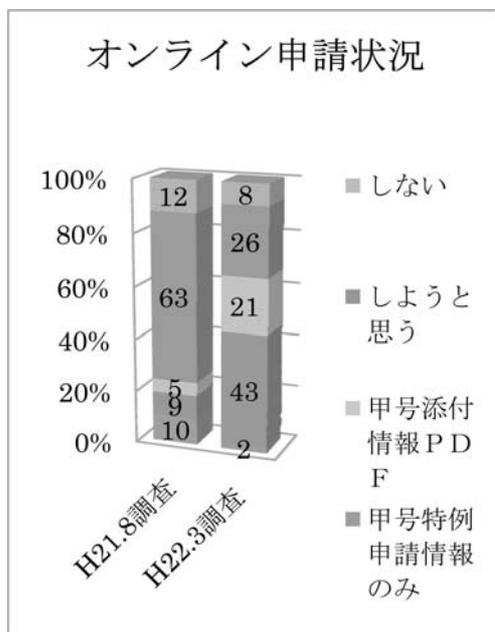
(1) オンライン申請率

予想通りオンライン申請率は25%から66%へと飛躍的に推移しています。

（以下回答数に占める割合）

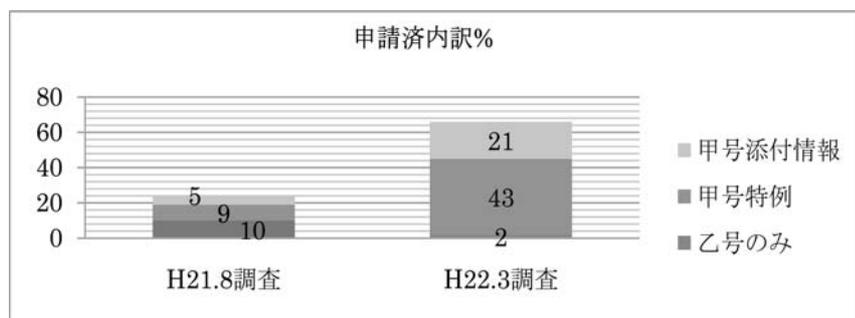


ただし「しない・しようと思わない」という回答は登記情報サービスの利用状況ともに約10%前後と変化はみられず固定層となっています。理由として「廃業を考えている」「登記所が近いため」「オンラインのメリット感じず」などが挙げられており、それぞれの事情はあるとしても、特にオンライン申請の意義メリットは登記所の遠近とは別であることをご理解いただきたいと思います。また今回メール・ネットの利用状況についても回答を頂きました。「しない」と回答した方は必ずしも環境設定ができていないというわけでもないようです。今や登記申請に限らずさまざまな情報伝達手段として好むと好まざるにと拘らずオンライン化、特にメールは必須のものとなっています。自分だけはいいいいというのではなく組織の事務連絡円滑化、経費節減のためぜひ一考いただき協力願いたいものです。



(2) オンライン申請内訳

次に申請済66%の内訳は次のとおりです。



申請情報のみ送信して添付情報は特例方式による持参という方が半数以上を占めています。たしかに特例方式の導入によってオンライン申請をととても簡単身近にすることができました。ただ陥りやすいのはこれでオンライン申請はもういいと思ってしまうことです。(な～んだオンライン申請ってカンタンじゃん…)昨年暮頃なら必死だったみなさんも今ではオンライン申請の研修というと食傷ぎみという声も聞きます。でもオンライン申請のメリットはさらにここから進めることによって実感できるのです。

(3) 第二ステップ「特例方式(半ライン)から准完全オンライン申請」へ

令13条方式によりオンライン申請をより身近に実感できます。令13条方式とは添付情報をPDF化してそのPDF作成者である調査士の電子署名を付せば登記官に原本を提示すれば足りるというものです。調査側の法務局への協力姿勢もとりつつ原本提示の積極利用を促進したいものです。(紙の副本を添付する原本還付とちがうので混同されぬように注意、また調査報告情報はPDF化し電子署名付で送信すれば原本

提示も不要です)

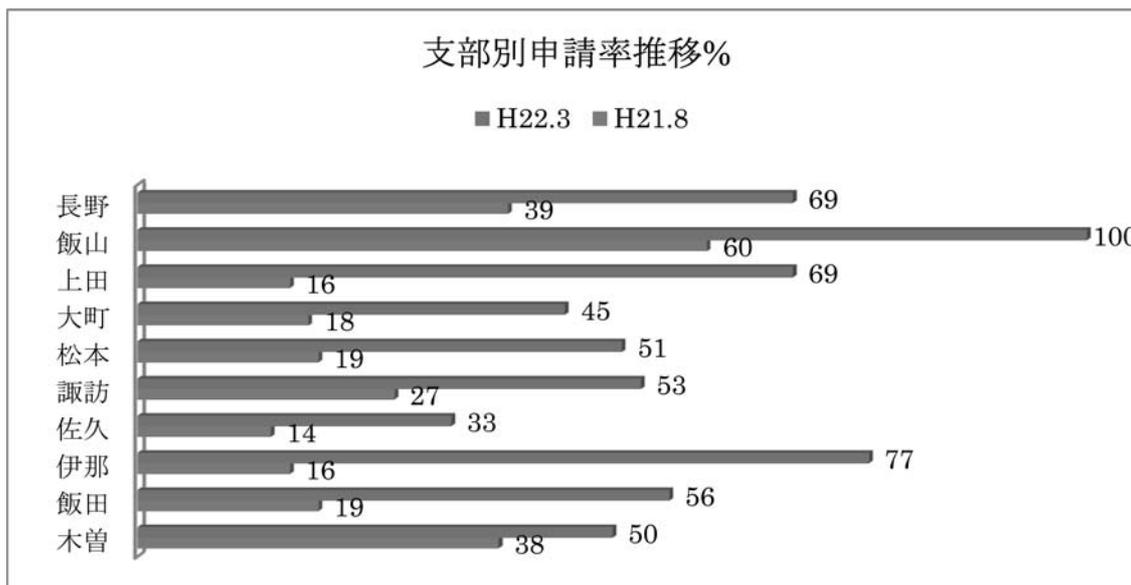
一方ですでに第二ステップ以降でオンライン申請をされている会員からはPDF化する書類があまりに多く作業負担の増加に苦慮されている声も多くありました。申請方法については法務局とも協議しながら試行を重ね、やがては原本提示もするこ

となく、我々の調査報告情報が唯一の添付情報となる日を切に望むところです。

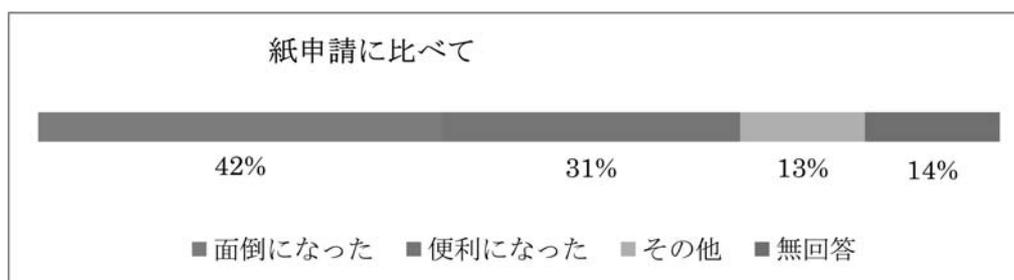
(4) 結び

アンケートに寄せられた多くの会員の意見にあるように現状では完全オンラインではなく法務局にて出向くことはしなければなりません。二度手間感も否めません。新システムでは改良されるとはいえ、より利便性のあるオンライン申請にむけて改善の余地は大いにあるところです。ただし私たちはそれを今申請しない理由とするのではなく、むしろ積極利用することによってよりよいシステムの構築に協力していく職責もあるのではないのでしょうか。

最後に紙面の許す限りアンケート結果を掲示します。全てを掲示することは出来ませんが寄せられた声にはすべて目をとおり法務局とも協議をしながら今後のオンライン申請改善に活用させていただきます。あらためてご協力ありがとうございました。



※H22. 3 調査は乙号申請を除くオンライン申請数



- 手で書き込めば簡単に済むこともソフトに沿うと面倒、特に外字
- 最初は面倒と感じたが慣れるに従い感じなくなった
- ソフトは使いづらく不完全な部分が多いと思う。新システムに期待する
- 便利になった反面、添付情報の管理が大変
- 法務局に出向かなければならない現状ではあまり利便性を感じない
- 手間がよけいになった・完全オンラインにしない限り二度手間は解消しない
- 補正通知、完了通知が便利。時間外でも申請(送信)しておけるので便利
- 申請受付時間の拡大を望む
- 登記処理の短縮感じず紙申請に比べて優位性を感じない
- 原本提示は二度法務局に行かずにすんで便利だが法務局の対応が消極的に感じる
- 建築確認の令13条PDF化は表紙だけにならないか。全部は非常に大変
- 添付ファイルの容量が小さく不便 添付情報を全て付けると4MB超となる（特に建築確認）
- オンライン申請はパソコンシステムに依存しているために障害によるトラブル不安
- 申し出もオンラインで申請できるとよい
- 原本還付書類も申請時に返却してもらえれば二度行かずにすむ
- 我々の署名付き情報のみで原本提示の必要がなくなれば便利。またそうあるべきでは。

境界情報管理センター委員会 歴史的資料収集報告書

委員長 松本 誠吾

今年4月24日（土曜日）長野支部山本幸雄先生が測量会社経営の傍ら長年収集されてきた旧測量機器・道具が展示されている測量資料室の博物館「はかりの館」長野市中条4438-6 <http://www.kyoei-sv.net/hakari.html>を見学させていただいた。当館は数年前、会社支店を長野市街に移転した際に休館にしている。

主な展示品

○第二次世界大戦直後～現代に至る測量機器
米軍の持ち込んだトランシット～光波測距儀
トータルステーション、ほか

〔解説〕山本先生は戦後直ぐに測量会社に就職、昭和37年会社を立ち上げ長年にわたり基準点測量、国土調査の仕事に携わってきた。よって測量機器への思いは熱く、終戦直後米軍の持ち込んだトランシットから国産玉屋のトランシットという骨董の品々が展示されている。また日本上陸初の光波測距儀及び日本での使用第1号のトータルステーション3820Aベアー、きもと社と山本先生で開発した図化器（プロッター）の第一号機、座標読み取り機（デジタイザー）第一号機、は全国一早く取り入れ使用したものであるとのこと。

○江戸末期～明治期～昭和初期の測量機器

小方儀、大方儀（ポケットコンパスの原型）、間縄、明治期使用の平板、100m鋼尺、インバール尺、その他小道具

○図書類

江戸後期の測量解説書「清水流測量術秘伝書」巻物（長さ13m以上）日本の測量史でも貴重な資料で圧巻、江戸後期の長野県地図、明治初期の公図、明治期の測量教本、測量士・測量士補第一回試験問題集 ほか多々

以上大凡4時間をかけ山本先生に1つ1つ丁寧に解説をして頂き、直後中条道の駅の隅を借り情報整理を行った。

全員が調査士業務に係わるものとして平板に注目した。今で云う我々のトータルステーションに値する桐製の平板測量器は明治初期のもの



宮下林蔵が使用した桐製の平板

とのこと、小川村、中条村地域の公図の作成者小川村花尾の宮下林蔵氏が使用していたという一品で、御子孫から譲り受けたとのことだ。桐は軽く虫も食わない、板の下に収納がありそこに和紙、道具を納めたものと思う。また脚は伸縮しないので沈むことはないが、傾斜地では苦勞しそうである。平板の下には間縄が置かれていて方々探し廻ったがなかなか見つからなかった間縄がいくつもあったのには驚かされた。

各自実行してみたいことで共通したこと「仮称 長野県長野市中条はかりの館に展示されている一台の平板測量機、地租改正作業の現場で測量作業はどのように行われたか、和紙にどのように転写していったか、公図の生い立ちにせまる」の様な名称とし、地租改正の測量時より今も形成が変わっていない田畑にてその平板測量機器を使用して当時の地図作成作業の再現を行ってみよう、ということで解散。

平板はレプリカを三原委員が試作する。ただの平板測量作業では意味は伝わらないし、世の中が関心を持ってくれるような実演内容でなければならない、とのことでは素案造りを行うこととなった。以上視察報告

見学に至った理由その1

委員会では境界情報として歴史的資料の収集活動を21年度より再開し、22年度では地租改正

事業の際の「地籍測量作業の再現をする」ことを計画している。

全国に於ける国土調査の完了率は国土の49%、長野県に於ける完了率は今だ37%と明治30年頃までに地租改正制度の際、100年も前に作成された公図と称する実測図が長野県では63%の地域で使われているからである。

また国土調査の完了地域は昭和30年後半から40年代に市街地で行われたが、あまりの急速な宅地化で地図と現況の変化の管理が行き届かず作業が凍結し、問題の生じている処も多いのが現状である。よってその後さし障りのない市町村の農地や山間部の作業に入り、市街化地域は手つかずの処も多いものと思っている。

現在もその公図により示された土地の形状が、一般市民が宅地購入の際支払う年収の何倍もの土地代になり、当時尺貫法で測量し算出された面積を戦後メートル法に換算しそのまま使われ、かつ面積により算出された国土利用料（固定資産税）を納めさせていることについて我々土地家屋調査士は公図の生い立ち、性格、性質について知っておくべきと考えたからである。

理由その2

境界情報として先輩会員、退会された会員の持っている情報収集を計画している。

土地家屋調査士制度制定年、昭和26年頃の測量機器は、米軍が持ち込んだ水平調整ねじが4つもあり脚は伸縮しないもの、作業技術を要し、国土管理のための精度を要する測量の為の高価な精密機械で、調査士には縁の無いものであったと思われる。

当時土地家屋調査士が求められる成果は、それまで役場の職員、代証人が年度末に土地の利用状況、権利の移動等に於いて発生する地租変更の未処理案件に適えばさほどの精度を必要とせず、その概念は継続し昭和50年前半までは平板測量での成果が大凡であったものと考えられる。その後現場に於ける使いやすいセオドライト、トータルステーション、計算製図に於けるパソコン作業となるまでの目覚ましい発展の中で、地積測量図の作成過程も大きな変革を経てきている。

我々は今、先輩方の資格への誇りと地道な作業の継続により、職能業として食べさせて頂い

ている。その時その時代の法を遵守し、一生懸命測量し、計算し、作成した地積測量図に資格者として自身の職印を押し、法務局に提出し続けてきたその一枚一枚にはそれぞれの歴史があるものと思える。その地積測量図という重き成果に対し、職責を受け継いだ我々は単に精度論や技術論での評論は慎み、またお会いもしていない先輩への無責任な中傷を世間に聞かせることは制度承継人として恥ずかしいことであると思う。

今や地積測量図に世界座標系（GPS）の活用が推奨され、平成19年5月30日地理空間情報活用推進基本法が成立し三次元空間の利用を考える時代に入り、既に空間利用権の詐欺事件まで出ている始末である。我々の今苦勞して作成している地積測量図もやがては後輩達から低次元な粗末なものと思われる時代はそう遠くないのではないかとも思う。

法務局備え付けの地積測量図は公図に替わる境界情報資料である。この図面達の作成過程を語ることは土地家屋調査士として責務でもあり、諸先輩達への敬意でもありと考えている。出来るだけ早く地積測量図に対する様々に発展してしまう勝手な概念を払拭し、土地家屋調査士が国から与えられた職務を見失うことの無きよう、制度制定後の土地家屋調査士の測量作業はどういうものであったのかを整理をしたいと考えたからである。

現在本会会員には調査士歴59年間と云う、私の生まれる前、制度制定昭和25年翌年より土地家屋調査士になられた先輩が3名居られる。また各支部に50年以上の先輩が多数居られるので、お聞きしたい内容を作成し、聞き取り調査をスタートしている。



展示室で山本先生（右から2番目）より説明を受ける

災害対策委員会報告書

災害対策委員会

最近、大規模災害特に地震による被害が世界各地で発生し、報道されています。日本においても、平成7年の阪神・淡路大震災、平成19年の能登半島地震や新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震等が各地に大きな被害をもたらしました。

我々土地家屋調査士が、地震災害等に対して何ができるかについて、日調連始め各单位会で検討され、会報その他で報告されています。又平成19年発生した新潟県中越沖地震では、北信地域で被災された会員もいます。更に南信地域は、東海地震における地震防災対策強化地域に指定されていること、長野県が中央構造線等活断層の上にあることなどから、長野県土地家屋調査士会としても大規模災害についての対策は重要な課題と考え、平成21年度に災害対策委員会を組成し検討してきました。

長野県土地家屋調査士会の災害対策について、災害対策委員会より以下のとおり報告及び提言致します。

【1】 災害対策に対する基本方針

- 1、いつ大災害が起きるかわからない状態を考えると、土地家屋調査士会として災害対策について早急に考えていく必要がある。
- 2、対策としては、①長野会内部に対する対策として、会員の安否確認や救援及び会組

織体制確保のための緊急連絡方法の確立、会館や事務局についての準備、対策本部の立ち上げ、災害対策資金の準備等が考えられる。

②一方、外部に対してのボランティア活動等としては、関係士業諸団体との連携による市民のための相談会、行政との協定及び協力、法務局と連携した建物滅失登記や基準点の整備に関すること等が考えられる。

3、まず平成22年度は、会員の被害状況の把握、援助活動についての方法等内部的な方策を確立すること、そのための組織体制、緊急連絡網、対応マニュアル等を作成すること、又災害対策のための資金について検討していく。

4、並行して、我々土地家屋調査士がいかにして社会に貢献できるかを考え、ボランティア活動等の対外的な活動についての検討をしていくことを提案する。

【2】 マニュアル等の概要

現在までに災害対策委員会が検討した事について、マニュアル案の概要説明をして書類関係を添付する。

1、平常時の準備

- ① 会員が準備しておくべきこと
- ② 本会・事務局が準備しておくべきこと
- ③ 対応マニュアルの作成と検証

- ④ 災害対策資金の準備について
- 2、災害が発生した時の対応
 - ① 緊急連絡体制の確立
 - ② 調査士会災害対策本部、現地対策本部の立ち上げと任務
 - ③ 被災会員への救援・復旧支援について
- 3、土地家屋調査士会としてできる復興への貢献、協力について
 - ① 関係諸団体や县市町村との協定について
 - ② 建物滅失登記に関する罹災証明、基準点の整備等に関する件
- 4、添付書類
 - ① 災害対策マニュアル(案)
平常時、災害発生時
 - ② 災害対策本部組織表(案)
 - ③ 緊急時連絡方法及び防災マップ(案)

【3】 災害対策資金について

1、災害時においては、会員への救援金、見舞金、会員のボランティア活動に対する交通費・食費等の補助、登記や相談に関するボランティア活動に対する補助、被災地への物資の輸送費、本会所有の会館及び事務機器等の復旧費用等、多様な事項で資金が必要となる。

日調連においても、災害対策資金の準備を進めている。長野会としても、想定される項目に係る資金として、日調連が基準として考える会員一人当たり6,000円を目処として、300万円程度の資金準備を提案する。

- 2、見舞金等については慶弔費からの支出も考えられるが、充分とはいえない。又その他の援助活動に対する支出金を準備しておく必要がある。
- 3、初年度は、本会の予算より60万円を積み立て、5年を目途に300万円を確保し、特別会計とする案を提案する。特別会計は、総会議決の必要性から、平成23年度の総会に諮ることを目標とする。

【4】 平成22年度災害対策委員会の事業予定

- 1、4月16日第1回理事会に報告書提出
- 2、会員への概要の説明（各支部の総会、5月22日総会、7月5日全体研修会）
- 3、支部への詳細説明と協力要請（緊急連絡網の作成、防災マップの作成）
- 4、訓練及び連絡体制等の検証、マニュアル等の再検討
- 5、大規模災害に対する規則関係の制定
- 6、社会貢献及び対外的なボランティア活動等の調査研究
- 7、関係諸団体、自治体との連携についての検討

災害対策委員会

- 委員長 芦澤 文博（副会長・業務研修部長）
- 副委員長 菅澤 徹夫（業務研修部次長）
- 委員 蓑輪 佳明（業務研修部理事）
- 北澤 正夫（広報部理事）
- 中塚 憲（財務部次長）

第23回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会の報告

長野支部長 寺島 範 昭

平成22年5月22日土曜日（総会の翌日）、長野市北郷の長野京急カントリークラブに於いて、第23回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会が開催されました。風もなく穏やかに晴れた天候にも恵まれた絶好のコンディションの中、参加者38名にて盛大に執り行われました。

ちなみに上位の成績発表ですが、優勝：北沢正夫会員（長野）、準優勝：奥原一吉会員（木曽）、ベストグロス賞：小泉榮一会員（松本）でした。私を筆頭に、冠名のとおり『親睦』を第一目的に置き見事達成された多くの参加者の皆様、お疲れ様でした。

プレー後は同ゴルフ場食堂にて懇親会・表彰式とつつがなく進行することができました。ご多忙の中ご参加いただいた会員の皆様、急遽お願いし快く協力していただいた実行委員様、各ブロック各支部の連絡員様方、全員のおかげをもちまして、盛大かつスムーズに運営できたものと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

今回は東信からの参加者が少なく、特に次回当番の佐久支部からは参加者がなかったことが

大変残念で、寂しかったところです。今までは自分の都合だけで参加して楽しんでいれば良かったのですが、担当してみると運営の大変さ・継続の大切さが初めてわかりました。いろいろ大変ですが、このゴルフ大会を通じて親睦はかれる貴重な機会でもあることから、お誘い合わせのうえ奮ってご参加いただき、今後も継続して盛大に開催できるようお願い申し上げます。

お知らせ

ゴルフ同好会ブロック幹事様からのご提案によりまして、次回からは当番支部を中心に運営・開催して行くことになりました。詳細内容につきましては、今回の実行委員にて運営方法・内容を検討し、継続開催し続けることができるよう次期当番の佐久支部さんに引き継ぎします。

ゴルフ同好会会長竹下肇様ならびに幹事役員様・連絡員様には、この親睦ゴルフ大会を立ち上げ今日まで大きく育ててこられたご功績を称えとともに、あらためてそのご苦勞への感謝とご尊敬の念を込めて御礼申し上げます。



第23回 長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会に優勝して

長野支部 北澤 正 夫

第23回の長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会が県の総会翌日、5月22日(土)に飯綱山の南東山麓、標高950mの高原に広がり唐松・白樺林で完全にセパレートされてフラットなコースにて行われました。

当日の天候も良く晴れて特に唐松の芽吹きが美しい五月晴れの天候の元に会員、38名が競技に参加しました。

私は、当番会の連絡員でもあり前日の総会後の懇親会・二次会も好きなお酒を控え(多少?)当日に備えたつもりでした。

私は、アウトスタートの1組目で竹下会長、松本支部のKさん、伊那支部のHさんと実力者ぞろいの3人と回らしていただき足を引っぱらない様にと緊張してスタートしました。

大会の一週間前、長野支部で準備・組み合わせ等で当ゴルフ場に来ていた甲斐がありすぐに慣れました。

結果は同組の3名がグロスで楽々80台で回り、私は4番目でグロス90が精一杯でした。

ホールアウト後の表彰式は、長野支部当番会競技委員長のSさんよりの成績発表で優勝と聞かされ『まさか』と信じられない思いでした。

当番会の幹事が優勝したら何を言われるかマジと一瞬、焦りました。

ペリア方式と同組のメンバーに恵まれての優勝であり喜んで優勝カップを戴きました。

尚、昨年の幹事で木曾支部のOさん同ネットですが、私が年上のために『遠慮を知らない』私ですみません。

今、思うと私は本会の広報部理事なので会報で優勝者からの原稿を依頼しなければいけないので前日依頼文を作り持って行こうと思っていたが、ゴルフの事で頭が一杯で(飲みすぎ)自宅に置き忘れて行き、途中で気が付いたがマア一口頭でお願いしようと思い

これも何かの虫の知らせか?。

最後に中・南信の会員の皆様、遠い北信濃まで参加して頂き有難うございました。

今後も同じ仲間として10月開催予定の関ブロ長野大会も控えており、次年度以降も末長くご参加をお願いします。



各支部の動き

長野支部・支所研修旅行

長野支部 松永宏樹

毎年恒例の支部支所旅行が、6月18日～6月19日に行われました。今回の旅行は、南牧村の8系原点を見学した後、浜岡原子力発電所に寄り、静岡県焼津市の焼津グランドホテルに宿泊し、新鮮な魚介類を食べ、翌日、釣り組み、観光組みに分かれて、それぞれ観光をした後、富士山麓にある忍野八海を観光するという計画でした。

2日間通して雨の予報が出ており、いつ降り始めるかと気をもみながらの観光となりましたが、日ごろの行いが良いおかげでしょうか、8系原点を見学した時には、なんとかもち、大雨が降っているときは原発の中を見学していました。2日目も予報は雨でしたが、観光する時には雨も上がった上、晴れ間も出て気持ちの良い観光日和となりました。私は、楽しみにしていた釣りが中止になってしまいましたが、その代わりに行った観光が予想以上で、これはこれで楽しかったと、今となっては思います。

今回の旅行で特に楽しみにしていたのは、8系原点の見学でした。この8系原点については研修で設置する時の様子を聞いており、ぜひ一度は見ておきたいと思っていました。ただ、なかなか南牧村に行く機会がなかった為、この旅行での見学はちょうど良いタイミングとなりました。写真やスライドでは感じる事の出来ない大きさや質感がわかり、やはり、一度は実物を見るべきだなと感じました。

それ以外の観光も、それぞれ刺激があり、楽しいものでしたが、この旅行は長時間全員が同じ場所にいることが出来るので、普段は研修ぐらいでしか顔を合わせることが出来ない方々と親交を深めることが出来る良い機会だと思います。

他の業種の方と話をしている時に、この旅行の事を話すと「楽しそうでいいな」といわれます。同業者で旅行や飲み会をしても、参加者も少なく、いつも決まった人ばかりで楽しくない、と言うのです。そんな話を聞かされると、私たちは本当に良いつながりがあるのだなと感じます。いつも当たり前だと思っても、外から見れば、うらやましいと思われるこの関係は、諸先輩方に築いて頂いた風土です。私たちはこれを壊すことなく伝統として次に伝えていければと思います。

毎年「どこに行くんだらう」と、本気で楽しみにしている旅行です。来年もぜひ参加したいと思います。



『調査士の経験談シリーズ』第5回目

長野支部 小池 憲 造

私は土地家屋調査士という業界に足を踏み入れてから、もう今年で33年目となりますが、長年この仕事をやっている、いろいろなことがあるものです。長年続けているからこそ、出くわしてしまう様な経験があるものです。

長野で開業したばかりの昭和53年、高校時代の友人から土地家屋調査士として最初となる仕事の依頼がありました。開業の準備であただしい中、注文してあった測量器械も手元に届いていなかったにもかかわらず、幸か不幸か突然仕事の依頼があったものですから、慌てて業者へ赴き、真新しい測量セット一式（アリダードや平板のセット商品でした）の木製のケースを受け取り、そのまま現場へ向かったのであります。現場に到着すると、そのケースから器械を取り出して、説明書を読みながら組み立てたわけであります。

さて、測量作業となるわけでありましたが、測量なんかは、学生時代にいわゆるアルバイト経験しかありませんでしたので、正直『自己流』でこなしたわけであります。今となっては笑い話ですが、なんとかなったわけであります。

あれから33年…長い年月を経て、笑い話が笑い話ではなくなってしまうようになるのです。

最近のことでしたが、ある方からの依頼で土地を分筆して欲しいとの相談がありました。依頼者といろいろお話を進めていくうちに、昔、この土地の隣を、調査士さんに測量してもらったことがあるとのことでした。その測量図を調べてみると、なんと私が作成したものではあり

ませんか。昭和53年作成とありましたから、開業当時に作成したものです。図面を見ても、図面内の申請人の名前を見ても、ほとんど記憶にありませんでした。現地で仮測量をしているときにもピンと来ませんでした。記憶喪失か…と思われるかもしれませんが、仕方ないくらい分かりませんでした。

まあ、とにかく私が作成した図面があるわけなんです。測量してみるとこれがまた測量図の位置と微妙に食い違うのです。例の測量図の作成方法は当時は三斜法ですし、境界標識の明示についても詳細な記録はない。憶測ではあるが、長年の間に誰かの手によって境界標識が移動したか、なんらかの理由で亡失して、入れなおしたか…食い違いの原因は大体そんなところだろう。

33年前に私が作成した測量図との微妙な食い違いにいまいち納得のいかない依頼者。先述したような憶測や、当時と現在の測量方法の違いや、測量図への法定記載事項の違い、誤差論の話なんかをして、なんとか納得していただき、事なきを得たのであります。

33年前の測量が“いいかげん”だとか、“インチキ”だとか仰る方もいらっしゃいますが、現在の杓子定規にあてはめてはならないのであります。当時は当時の決まり事の中で一生懸命仕事をしたわけですから、決して“いいかげん”ではないのであります。昔の立会作業や地積測量図の作成、はたまた登記手続は現在のものと比べれば、言葉が適切かどうか分かりませんが、結構簡単でした。しかし、これがために、33年

前に自分が作成した測量図について、依頼者や、ましては自分が首をかしげるのでは困ります。

地積測量図を作成する上での決まり事は幾度かの不動産登記法改正により現在では33年前とは比較にならない程、高度なものとなっているのはご周知のとおりであります。DID地区等における公共座標を用いた地積測量図はその最たるものであり、境界位置が不明確であることに起因する紛争を予防する意味では、今のところこれに勝るものは無いと思われまます。

今、活躍されている若い土地家屋調査士の方々はある意味“うらやましいな”と感ずることがあります。それは、現在の杓子定規が、33年前の杓子定規よりも格段に精度が高いものである

ということです。現在の方法であれば境界点の復元は比較的容易ですし、なにしろ分かり易いです。測量してみて測量図の位置と食い違ふなんてことが稀になってくるはずです。

33年後に、自分が作成した地積測量図に久しぶりに出会ったら…食い違ひがあったら…やっぱりちょっとイヤですけどね。自分があの世に行った後も法務局に残る自分が作成した地積測量図。長年、調査士一本でやってきて今更ですが、調査士ってなんとも責任重大で大変な仕事です。

みなさんも明日に向かって切磋琢磨し、頑張りましょう。

「 升田幸三名人の話 」

長野支部 北原 匡 尚

今回は実力制第4代名人の升田幸三についてご紹介します。升田は大正7年広島県に生まれました。前回紹介した大山康晴名人の兄弟子です。タイトル獲得は名人2期、王将3期、九段2期です。昭和31年第5期王将戦7番勝負では大山名人に3連勝して香車落ちに指しこみました。当時の王将戦は三番手直りで、3勝差がついた時点で残りの対局を香落ちと平手を交互に指す制度になっていました。その香落ち局も勝利し「名人に香車を落として勝った男」となりました。あまりの過激さゆえ、現在の王将戦ではこの制度が廃止されています。おそらく空前絶後の記録となるでしょう。この頃の升田は飛ぶ鳥を落とす勢いで勝ち続け、史上初の三冠王(名人・王将・九段)にも輝きました。しかし

若い頃の軍隊生活がたたたり、病弱であったため長く頂点を維持することは出来ませんでした。その後は弟弟子の大山が将棋界で長く君臨することになりました。しかし升田の将棋と人柄はファンには絶大な人気がありました。数々のエピソードが残っていますのでご紹介します。(以下ウィキペディアより引用)

a. ヘビースモーカーでもあり、一日に200本も吸ったといわれる。また酒豪でもあり、まだ若い頃の谷川浩司(十七世名人)には、「自分は5歳のときから酒を飲んでいたので記憶力が減退してしまった。酒は控えなさい」とアドバイスしている。反面、ギャンブルは大嫌いだった。

b. 生涯のライバル、大山との対局について、王将戦の記録係を務めた内藤國雄（九段）はこう語っている。「升田さんはタバコを吸い、大きな灰皿に花びらのようにポーンポーンと吸殻を並べていくんですね。それに対して、大山名人はアゴを引いてジッ…としている。それがまた素晴らしいですね。不動という感じでね。だから全く飽きなかったですね、この2人の対局は。棋譜だけではなく、2人の対局する姿も絵になっていたんですよ。」

c. 終戦直後、日本を統治していたGHQが、「将棋は相手から奪った駒を味方として使うことができるが、これは捕虜虐待の思想に繋がる野蛮なゲームである」として禁止しようとした。将棋連盟の代表としてGHQと相対した升田は「将棋は人材を有効に活用する合理的なゲームである。チェスは取った駒を殺すが、これこそ捕虜の虐待ではないか。キングは危なくなるとクイーンを盾にしてまで逃げるが、これは貴殿の民主主義やレディーファーストの思想に反するではないか」と反論した。

d. 参院選に出馬を打診された際「本業に自信のあるものは政治家にはならない」と断った。

e. 全日本選手権戦で対戦した木村義雄名人に対して「名人など所詮はゴミのようなもの」と言った。ムッとした木村は「じゃあ君は一体何なんだ？」と反論したところ「ゴミにたかるハエだな」と言うなど、毒舌ながらユーモアもあった。

f. 晩年には「もう一度生まれきたら、天野宗歩（江戸時代の棋聖・実力13段と言われた）のように3歳くらいで将棋を覚えて、名人に角を引きたい（ハンデとして自陣の角なしで戦いたい）」と語ったことがある。

g. ある対局で、もつれた終盤戦で升田がバチッと力強く勝負手を放った。升田は自信満々に「詰みだな」と一言つぶやいた。相手の棋士は大棋士たる升田が詰みだと自信満々に言うので戦意を喪失してそこで投了してしまった。ところが局後の感想戦で詰んでいないことが明らかになった。相手方の棋士はつい恨み言を升田にぶつけたところ、升田は「プロがきちんと確認もしないで俺の一言で投了したんじゃあ、お前の棋力はそんなもんだよ」とうそぶいていたという。

h. 作家の団鬼六が升田幸三に飛車落ちのハンデで負けた後の感想戦。

升田「途中まではあんたが絶対優勢じゃった」

団「どのあたりでしょうか？」

升田「駒を並べた時です。わしのほうには飛車が無いが、あんたには有る」

団「…どの手が悪かったのでしょうか？」

升田「あんたが駒を動かしたのが敗因ということになりますな」

この中で私が一番好きなエピソードはGHQとのやりとりの話です。

飛車は飛車として金将は金将として前世の身分と能力が尊重されて働かせてもらえるのだから、将棋はチェスなんかよりよっぽど素晴らしいのだと主張したそうです。本当にその通りですよ。

※今回は詰将棋コーナーはお休みさせていただきます。

お知らせコーナー

別添

土地家屋調査士倫理規程 Q & A

総論

1. 既に、土地家屋調査士法や会則などで定められている事項について、同様の内容が倫理規程にも多く含まれているように思われます。これらの事項は、倫理の問題ではなく、法令遵守の問題であると思いがちです。

A 倫理には、一般的・社会的通念上の道徳と法律やコンプライアンスも含まれていて考えられます。土地家屋調査士倫理規程にも、土地家屋調査士法、会則等も取り込みました。また、法令を遵守することは、倫理というものを考えていけば当然と言えるのではないのでしょうか。

2. 倫理規程の内容は、私たちが以前より土地家屋調査士業務を遂行するにあたり、至極、当然のことのように感じます。なぜ、今、この倫理規程を作成し会則に位置づける必要があるのですか。

A 土地家屋調査士法第3条（業務）のなかに、民間紛争解決手続代理関係業務や業界特定手続代理関係業務等が新たに創設されたことにより、土地家屋調査士も公正、公平中立的立場で行ってきた業務形態から、代理人として、依頼人の利益を優先しなければならぬ等の業務形態も必要となってきたことと、特に、認定調査士として、民間紛争解決手続を弁護士と共同で行うとき、土地家屋調査士の倫理を考えた場合、職業倫理の必要性及び明文化について多岐から叫ばれ、同時に資格者として、自ら、国民に職業倫理を公開し、その理解を求める義務が生じたものだと考えます。

3. この倫理規程を遵守する必要があるのですか。また、この規程に反した場合には、規程に基づいて、懲戒処分がなされるものなのでしょうか。

A 倫理規程のなかには、土地家屋調査士法及び会則に位置づけている条文も含まれております。また、内容においては当然懲戒処分対象となる事項もありますが、すべてが直接、処分の対象とは考えておりません。しかし、規程に抵触することは、その内容にもよりますが、法令、会則等に抵触することにつながってしまうものと考えます。

日 調 連 発 第 4 6 号
平成22年5月11日

各土地家屋調査士会総務部長 殿

日本土地家屋調査士会連合会総務部長

土地家屋調査士倫理規程Q & Aの送付について

標記倫理規程につきましては、本年1月から各ブロック協議会において開催していただきました総務・研修・社会事業担当者会において、解説をさせていただいたところですが、この度、同担当者会における質問等を別添のとおりQ & A形式でとりまとめましたので、参考までに送付いたします。

各論

1. 第6条 調査士の使命にふさわしい公益的な活動とは、どのような活動を指しているのでしょうか。

A 土地家屋調査士の日常業務それ自体が半ば公益的の性格を有するものでありますが、ここでは、更に土地家屋調査士が、土地家屋調査士会等が関与する登記相談、地域における登記等に関する講演、一般的な社会奉仕活動等に積極的に取り組むことにより、より良い社会の実現を指向することであると考えると考えます。

2. 第8条第2項 補助者が退職した後も、その者に対して、業務上知り得た秘密を保持せなければならず、又は利用させてはならないとなっており、土地家屋調査士本人や在職中の補助者に対して義務を課することはできませんが、退職後の人間に秘密を保持させるためには、具体的にどのような方法を講ずる必要がありますか。

A 日ごろからの補助者に対する指導監督が重要であると考えます。これこそが土地家屋調査士の倫理であり、退職者等に職場にいたとき知り得た事実については、他に漏らさないよう、徹底指導するべきであると考えます。

3. 第9条 「権限の濫用」とは、具体的にどのような事例があるのか。（職務上請求用紙の使用問題の例は、秘密保持の問題のように思われ、懲戒事例については、戸籍法違反の問題ではないのでしょうか。）

A 職務上請求に関する場合は、土地家屋調査士に対し、職責に基づき特別の権限が与えられているものです。この権限は業務上正当な事由のある場合のみ、行使することが許されるものであり、この権限を業務外で行使することはもちろん、業務上であっても不当に行使することは許されません。職務上請求用紙の不正使用による懲戒事例は、これを不当に行使したことについて、戸籍法違反とともに権限の濫用に当たるとも考えます。

※ 申請人及び他のものに渡してはならない等が一つの例である。

4. 第10条「品位を損なうおそれのある事業」「業務の公正を損なうおそれのある事業」とは、それぞれ、どのような事業を指すのでしょうか。

A 土地家屋調査士が、公序良俗に反する事業（公文書偽造、脅迫、恐喝）、その他職務の公正を損なうおそれのある事業（暴力団等反社会的組織）を営み、若しくはこれに加わるることにより、社会的信用が損なわれることを防止する規定であると考えます。

5. 第11条第2項 ハウスメーカー等が実施しているキヤンペーンなどで、お客様を紹介し、その戻りとして金員またはそれに準ずる物を受け取ることとは倫理規程に違反するのでしょうか。また、逆に、土地家屋調査士がそのようなキヤンペーンを実施することは第11条第3項に抵触するのでしょうか。

A お客様を紹介したことによる、金員の受領は仲介手数料と見なされれば宅地建物取引業違反の事になると考えます。ハウスメーカー等から依頼人を紹介されたことに対し、継続的にその営業員に金品を送れば、当然、倫理規程に抵触すると考えます。

6. 第11条第3項 継続的に業務を紹介してくれる方にお中元やお歳暮や日頃お世話になっている気持ちとして商品券を渡したり、飲食代やゴルフ代を負担することは、個別の事件に対する対価ではないので、抵触しないと考えてもいいのでしょうか。

A 中元、歳暮等の一般的通念上のものを逸脱しなければ、問題はないと考えます。ただし、商品券、金品、接待等が過度なもの又は恒常的なものは、不当誘致行為となるのではないでしようか。

7. 第13条第2項 「調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはならない。」とありますが、「あっせん」と「紹介」の違いがよく分かりません。ハウスメーカーや司法書士等からあっせんを受け、表題登記を行うことは、倫理規程違反になりますか。

A 土地家屋調査士法第3条に定める業務を、自らの業務の一環として包摂的若しくは個別的に受託した者、又は収益を得る目的で受託した者から、当該土地家屋調査士業務部分の再委託を受ける行為などは、あっせんとなると考えます。

例えば、非土地家屋調査士であるハウスメーカー、司法書士等からあっせんを受ける場合は当然ですが、公益法人があっせん業のようなことをする場合もこれに含まれると考えます。ただし、ハウスメーカーや司法書士等から依頼人を紹介され、依頼人本人から直接業務を受

不1(31)第164号
平成22年5月12日



長野県土地家屋調査士会長 宮下照也 殿

長野地方法務局不動産登記部 門
首席登記官 平林正章

地図及び各種図面の情報交換サービス等の事務開始について(御依頼)
平業は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局佐久支局においては、本年6月1日から法務大臣の指定により、同日以前に指定された登記所間において、地図、公図(以下「地図等」という。)及び土地所在図、地積測量図、建物図面、各階平面図、地役権図面等(以下「土地所在図等」という。)の情報交換サービスの事務を開始する予定です。これにより、一の指定庁において、他の指定庁管轄の地図等及び土地所在図等の内容を証明した書面を請求し、交付を受けることができることとなります。

また、同日から、オンラインによる土地所在図等の内容を証明した書面の送付の請求、及び土地所在図等の情報の提供サービスも開始することとなっております。つきましては、これら事務の開始につき、貴会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

託することは問題がないと考えます。

8. 第14条「他人」とは、他の土地家屋調査士も含まれますか。土地家屋調査士の下請けをしている土地家屋調査士は、かなり多くいるようですが、これに該当するようには思えませんが。

A 依頼者に無断で、他の土地家屋調査士にその業務を取り扱わせることは、民法第104条(任意代理人による復代理人の選任)にも抵触すると思えます。土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士、合同事務所での土地家屋調査士間、各土地家屋調査士による業務提携など、土地家屋調査士が複数介在することで、依頼者に対する責任の所在が不明確となるようなことは避けなければならぬと考えます。

9. 第18条 具体的な事例を教えてください。

A 土地家屋調査士は、業務遂行上、登記官をはじめ公務員との間の私的な関係によつて、依頼人等の関係者に対し疑念を生じさせることのないよう行動することが必要であると考えます。

10. 第20条第1項「明確にして」とは、業務委託契約の締結のことでしょうか。また、文書で示す必要があるのでしょうか。

第20条第2項 すべての受託事件について、必ず、業務の内容等について、あらかじめ説明しなければならぬものなのでしょうか。

A 土地家屋調査士業務は複雑であり、時には依頼者の意図してないなかつた業務処理が必要になることも予想されます。土地家屋調査士は、業務受託にあつたて、依頼者の意思を確認し、それを実現するために必要となる手続や工程について説明し、その依頼の内容、その範囲を明確にして、当該業務を受託する必要があると考えます。

地図証明書及び図面証明書の情報交換サービス対象登記所一覧(平成22年5月6日現在)

局名	支局・出張所	交換サービスの指定日	局名	支局・出張所	交換サービスの指定日
水戸	土浦支局	平成22年5月6日	徳島	登記部門	平成21年4月27日
甲府	韭崎出張所	平成21年9月1日	高知	登記部門	平成21年7月13日
長野	上田支局	平成21年4月27日		いの支局	平成22年3月1日
京都	不動産登記部門	平成21年7月13日			
神戸	尼崎支局	平成21年7月13日			
奈良	五條支局	平成21年12月1日			
和歌山	岩田出張所	平成21年7月13日			
富山	高岡支局	平成22年3月1日			
	砺波支局	平成21年9月1日			
広島	竹原支局	平成21年9月1日			
岡山	不動産登記部門	平成21年4月27日			
	高梁支局	平成22年4月1日			
	不動産登記部門	平成21年4月27日			
福岡	筑紫支局	平成21年9月1日			
	北九州支局	平成21年7月13日			
	行橋支局	平成21年7月13日			
	登記部門	平成21年11月2日			
佐賀	武雄支局	平成21年11月2日			
	伊万里支局	平成22年2月1日			
長崎	島原支局	平成22年5月6日			
鹿児島	川内支局	平成22年3月1日			
	鹿屋支局	平成21年9月1日			
宮崎	登記部門	平成21年9月1日			
	日南支局	平成21年9月1日			
	小林出張所	平成21年7月13日			
那覇	登記部門	平成21年12月1日			
	宜野湾出張所	平成21年9月1日			
旭川	名寄支局	平成21年7月13日			

不1(31)第172号
平成22年5月19日



長野県土地家屋調査士会長 殿

長野県地方法務局首席登記官 平林 正 章
(不動産登記担当)

地図情報システムの稼働前に提出された土地所在図等の取扱いについて
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り
厚く御礼申し上げます。
さて、当局伊那支局においては、平成21年2月16日から地図情報システム
の運用を開始しておりますが、その運用開始前に提出された土地所在図、地
積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図(以下「各種紙図面」という。)
については、法務省民事局登記情報センターにおいて地図情報システムへの
一括登録が、本年6月9日に完了する予定となっております。
つきましては、当該各種紙図面の取扱いにつきまして、下記の点に留意いた
だきたくとも、併せて、貴会員の皆様には御周知いただきまますよう、お願
い申し上げます。

記

- 1 登記官は、土地図面つづり込み帳、地役権図面つづり込み帳、建物図面つ
づり込み帳につづり込まれた各種紙図面を不動産登記規則(平成17年法務
省令第18号。以下「規則」という。)第20条第2項に基づき登記所の管
理する電磁的記録に登録して保存した場合は、当該帳簿をもって申請書類つ
づり込み帳につづり込んだものとして取り扱う。
- 2 規則第20条第2項に基づき電磁的記録に登録して保存した後は、申請書
の添付情報と位置付けられるため、不動産登記法(平成16年法律第123
号)第121条第1項に定める登記簿の附属書類のうち政令で定める図面に
は当たらず、同条第2項により、請求人が利害関係を有する部分に限り、こ
れを閲覧に供することができる。



法務省民一第1372号
平成22年5月31日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿



法務省民事局民事第一課長

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等における戸籍事務の取扱いについて (依頼)

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等における戸籍事務の取扱いについて (通知)

戸籍法の一部を改正する法律 (平成19年法律第35号。以下「平成19年改正戸籍法」という。)の施行に伴う戸籍事務の取扱いにつきましては、格別の御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

法務省民事局民事第一課長から標記に関する依頼文書 (平成22年5月31日付け法務省民一第1372号)を受けましたので、通知します。

おって、各土地家屋調査士会長におかれましては、貴会所属会員に、趣旨の周知を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 平成19年改正戸籍法下においては、現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者である場合には、当該請求の任に当たっている者は、市区町村長に対して、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにするため、委任状その他自己に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面 (官庁又は公署の作成したもの)は、その作成後3か月以内の書面とする)を権限確認書として提供しなければならないこととされています (戸籍法第10条の3第2項、戸籍法施行規則第11条の4)。このことから、弁護士等が、成年後見人等として成年被後見人等の戸籍謄本等の交付請求をする場合についても、権限確認書面として、後見登記等の登記事項証明書 (後見登記等が未了の間は、審判書の謄本及び確定証明書)の原本提出が必要であり、これらの写しでは足りません。

なお、戸籍謄本等の請求に係る提出書類については、申出があれば、市区町村長は、原本送付請求に応じることができるとされています。

おって、権限確認書面として審判書の謄本の提供があった場合において、当該審判書が裁判断定の日から3か月以内のものであるときは、後見登記等

の登記事項証明書の提供がないことのみを理由に戸籍謄本等を不交付とする取扱いとしないことを申し添えます。

2 平成19年改正戸籍法の施行に伴い、新たな様式の戸籍謄本等職務上請求書(統一請求書)が頒布されていますが、当該様式が改められる以前の職務上請求書については、戸籍法施行規則第11条の2第1項第4号の「弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面」とは認められないため、当該請求書を用いた請求には応じることができません。

なお、退会等により職務を行わなくなった者が保有する職務上請求書については、当該請求書が不正使用等されることのないよう、各単位会により、速やかに回収等されるよう御協力をお願いいたします。

3 戸籍謄本等職務上請求書には、戸籍法第10条の2第3項及び第4項に定められた事項等を記載しなければならぬこととされていますので、引き続き、戸籍法に基づいた適正な記載がされるよう御協力をお願いいたします。

日調連発第77号
平成22年6月8日

各土地家屋調査士会
会長 各位 殿

日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武

地域主権戦略会議の議論について

政府においては、地方分権改革推進委員会が平成20年12月8日に公表した第2次報告を引き継ぐ形で内閣府に鳩山総理を議長とする『地域主権戦略会議』を設置することが平成21年11月17日に閣議決定され、現在、地域主権戦略大綱を取りまとめるべく「国の出先機関の抜本的な改革の基本的な考え方」についての議論がされています。

一方、この議論に沿って、全国知事会に置かれた「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」に於いては、平成22年3月23日に中間報告を公表しています。

この中間報告では、地方分権改革推進委員会の第2次報告において国の機関として残すこととされた法務局・地方法務局についても、国の出先機関であるところから原則廃止の対象とされ、土地家屋調査士制度と一体としてある登記事務を地方(自治体)に移管すべき事務とされています。

日調連では、昨年来、全国知事会や政府の地域主権戦略会議における議論について注視するとともに制度対策本部を中心に情報収集や関係者との意見交換・検討を行ってきました。

去る5月21日には、内閣府において地域主権戦略会議の主催する「出先機関改革の公開討議」が行われ、地方自治体の代表者から、法務省に対し厳しい意見が寄せられていました。

6月中旬から7月にかけて、地域主権戦略大綱の取りまとめがされることになっており、連合会の意見を内外に示す必要がありますので、制度対策本部において、更に検討を深めてまいったところ です。

今後は、別紙を連合会意見として、政府及び関係機関に働きかけをしてまいりますので、各調査士会におかれましても、ご理解と必要な場合には、ご対応方をお願いいたします。

資料 1 - 1
22. 5. 20 PT 会議資料

国の出先機関の原則廃止に向けて (素案)

平成 2 2 年 月 日

全国知事会

国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム

② 法務局・地方法務局

《仕分け結果の概況》

登記事務や供託事務、人権擁護に関する事務等は地方に移管し、国に残す事務は国の利害に關係ある訟務事務など国がその責任において実施すべき事務に限定する。

《仕分けに当たったての留意事項》

登記、供託等に関する9事務は司法制度と密接な関連を有する等との理由から国に残すべきとの意見もある。しかし事務の専門性については法務局の職員を地方に移管することで対応可能なこと、国家の存立にかかわる事務である点については、同様の性格を持つ例えば旅券発給事務などを既に地方で実施していることを踏まえれば、必ずしも決定的な理由にはなり得ないことから、地方に移管する事務として仕分けを行った。

一方で、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。

【事務・権限の仕分けの結果（14事務）】

A 地方移管する事務（9事務）

- ・ 登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）
 - ・ 供託事務（弁済供託、執行供託等）
 - ・ 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勸告、指示等
 - ・ 国籍に関する事務（帰化、離脱等）
 - ・ 人権擁護に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 司法書士試験等に関する事務
- ・ 土地家屋調査士試験等に関する事務

C 国に残す事務（3事務）

- ・ 国の利害に關係のある訴訟に関する事務
- ・ 総合法律支援に関する事務（法テラスに対する立入検査等）
- ・ 上記事務の執行に関する内部管理事務

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	地方	廃止等	国
	(9)	(2)	(3)
	(7)	(0)	(2)

平成20年
全国知事会報告



不1(31)第2222号
平成22年7月22日

長野県土地家屋調査士会長 宮下照也 殿

長野地方法務局不動産登記部門
首席登記官 平林正 様

地図及び各種図面の情報交換サービス等の事務開始について(御依頼)
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局伊那支局においては、本年9月1日から法務大臣の指定により、同日以前に指定された登記所間において、地図、公図(以下「地図等」という。)及び土地所在図、地積測量図、建物図面、各階平面図、地役権図面(以下「土地所在図等」という。)の情報交換サービスの事務を開始する予定です。

これにより、一の指定庁において、他の指定庁管轄の地図等及び土地所在図等の内容を証明した書面を請求し、交付を受けることができることとなります。

また、同日から、オンラインによる土地所在図等の内容を証明した書面の送付の請求、及び土地所在図等の情報の提供サービスも開始することとなっております。つきましては、これら事務の開始につき、貴会員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【地方分権推進本部(国土交通省)】
○ 登記のとりまとめ等(情報の見直しを行い、銀行の届出を完了)。
○ 国土交通省(行)の地方分権推進本部(国土交通省)2次報告(09/01)の取付けを完了(以下「取付け」)。○

法務局

種別・種別	国				都道府県				市町村				特別区				備考
	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方	国	
1-1 内部電子事務																	
1-2 向上(地方移譲に係るもの)																	
2 各種法律文書に関する事務 - 登記簿の更新 - 登記簿の閲覧 - 日本国は其国センターに対する立入検査等																	
3 国の別荘三項の係る登記に関する事務 - 国に帰する登記に関する事務 - 行政に関する事項に関する事務																	
4 公証に関する事務 - 公証人の指図等																	
5 市町村が実施する戸籍事務に関する事務、助産、助産等																	
6 国に帰する事務 - 国に帰する登記に関する事務 - 国に帰する登記に関する事務 - 国に帰する登記に関する事務																	
7 各種法律文書 - 有償保証 - 銀行保証 等																	
8 各種登記簿 - 不動産登記 - 商業登記簿 等																	
9 国に帰する登記簿、司法書士等の業務に関する事務等																	
10 国土交通省(行)に対する出納、国土交通省(行)の業務に関する事務等																	
11 国土交通省(行)の業務																	
12 国土交通省(行)の業務																	
13 人権保護に関する事務 - 人権保護委員の業務に関する事務等 - 人権保護委員に係る調査、取付、交付等 等																	
14 合計	0	2	3	7	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0

別紙
不動産登記規則改正に係る新旧対照表（関係分）

改 正 後	現 行
(地積測量図の内容) 第77条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 地番区域の名称 二 方位 三 縮尺 四 地番（隣接地の地番を含む。） 五 地積及びその求積方法 六 筆界点間の距離 七 国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号	(地積測量図の内容) 第77条 (同左) 一 (同左) 二 (同左) 三 (同左) 四 (同左) 五 (同左) 六 (同左) (新設)
△ 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値	七 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存在しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値） △ (同左) (新設) (新設)
九 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示測量の年月日	△ (同左) (新設) (新設)
2. 近傍に基本三角点等が存在しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項七号及び八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。	2. 前項第八号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。
3. 第1項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。	3. (同左)
4. 地積測量図は、250の1の縮尺により作成するものとする。	4. (同左)
5. 第10条第4項の規定は、地積測量図について準用する。	4. (同左)

平成22年6月18日

長野県土地家屋調査士会長 宮下 照也 殿

長野地方方法務局首席登記官（不動産） 平林 正章

地積測量図の記録事項の追加について（依頼）

平素、当局の民事法務行政の円滑な遂行につきまして、御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年4月1日、不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成22年法務省令第17号）が公布されたことにより、不動産登記規則（以下「規則」という。）が改正され、地積測量図の記録事項について、従来の記録事項に加え、下記1の事項を記録しなければならないこととなりました。

つきましては、下記事項の貴会会員の皆様への周知について格別の御高配をお願い申し上げます。

なお、このことについては、当局管内の支局及び国・長野県・市町村の関係機関に対して周知済みであることを申し添えます。

記

1 地積測量図の記録事項として、追加する事項

(1) 平面直角座標系の番号又は記号（改正後の不動産登記規則77条1項7号）

(2) 測量の年月日（改正後の不動産登記規則77条1項10号）

※ (1)、(2)の記載は、地積測量図の余白（左下。左下に記載できない場合は、余白の適宜の箇所）にすることで差し支えない

また、当初行った測量の点検をするために日を改めて現地で測量を行った場合でも、その誤差が不動産登記規則10条4項に定める限度内にあり、最初に行った測量の成果を採用したのであれば、最初に測量を行った日を記録することとする。

2 施行日

平成22年7月1日

※ 平成22年7月1日以降に申請又は申出の添付情報として提出される地積測量図に適用される。

3 不動産登記規則新旧対照表文

別紙のとおり

会員の皆様、宮崎口蹄疫義援金のご協力ありがとうございました。

長野県土地家屋調査士会 会長 宮下 照也

(23) 社 会 2010年(平成22年)7月9日 金曜日 宮 崎 日 日 新

口蹄疫義援金

県が8日、発表した大口寄付企業・団体は次の通り。
日本塗装工業会、同会九州ブロック会172万22986円。

宮崎日日新聞社
受け付け分

(8日・宮崎日日新聞社扱い。敬称略)
【宮崎市】宮崎税務署職員一同 8万9389円▽宮崎日大高校生徒会・教職員一同15万8千円▽同中学校生徒会・教職員一同

- 6000円▽とんめだたみ屋齋藤隆一 同13576円▽テイサービズセンター 櫻職員一同13千円▽後藤家一同2万2千円▽イシス会小池レディスクリニク13万5千円▽九州液化ガス有限会社1万4千円▽ニューエルシティ 宮崎お客様および従業員13万9638円▽ヤマサキ文具館本店松崎 従業員13万7624円▽同赤江店松崎 従業員12万2742円▽同住吉店松崎 従業員12万5466円▽株式会社ひやくしよ市場松崎 従業員一同12万7748円▽大東建設株式会社執行役員南九州営業部長大澤 従業員一同28万6千円▽尚成会近間病院理事近間尚 5万5千円▽同病院互助会一同1万1千円▽有限会社アオバ代表取締役近間知子 5万5千円▽有料老人ホームあおば職員一同3576円▽テイサービズセンター 櫻職員一同13千円▽後藤家一同2万2千円▽イシス会小池レディスクリニク13万5千円▽株式会社田端實果 2万2千円▽同社社員一同1万1千円▽宮崎地区更生保護女性会 10万1千円▽さくら奨学金・さくらゴルフアカデミー 20万1千円▽函館宏泰・裕テ 1万1千円▽中島高穂 1万1千円▽社団法人日本万博対策協会宮崎支所 3万7701円
 - 【延岡市】立正佼成会延岡教会 42万2600円▽テサキテボ従業員一同4万6109円【日南市】守田津 1001円【西都市】養南小学校 5万1810円▽西都市バレーボール協会 4万8644円【小林市】西小林小学校児童会 6316円▽安藤重則 2万2千円【都城市】小妻英次・順子 3万9千円▽高崎小学校児童会 3万7339円▽キャロット薬局 6405円▽横市地区自治公民館連協 10万1千円【日南市】ゴルフ・日産辰田会 1万7千円▽ヘアーサロンクリム 1万7995円【高千穂町】西臼杵郡倉部衛生協会五ヶ瀬分会 2万1千円【門川町】松野工業株式会社門川工場 5万1091円【高鍋町】雑貨・ギフの店ももの本松崎 5669円
 - 【東京都】宮崎国際音楽祭総合プロデューサー徳水一男 30万1千円▽同参加者有志 18万1千円▽社団法人日本しるあり対策協会 100万1千円【神奈川県】ホワイテ・シカル・バンド 2万2千円【長野県】長野県土地家屋調査士会 2万8187円【大阪府】松野工業株式会社代表取締役松野幾二 10万3千円【福岡県】Magic Barneo・ハイオンク販売店有志一同 1万5060円【西日本太陽SOLATON】会会長長福地正業 50万1千円▽太陽石油日本支店支店長吉井伸高 50万1千円▽筑紫女学園大学ソフトテニス部 1万1千円【長崎県】長崎県薬剤師会 10万1千円
- (累計3億5850万8351円・県共同募金会へ)
【受付】16日まで、午前9時～午後2時。(土、日曜を除く)

会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 4. 6	第1回総務部会 ①定時総会について ②会則等変更について 1)責任証紙関係 2)情報公開関係 ③注意勧告に関する規則の改正について ④年計表、職務上請求書使用簿写提出の期限 厳守について ⑤関プロ親睦ゴルフ大会について ⑥新年度事業について ⑦その他	上原副会長、荒井部長、 前田理事、武井理事、 竹内理事	会 館
22. 4. 8	第1回業務研修部会 ①平成21年度 事業報告 ②業務研修部管轄部会の事業報告 ③平成22年度事業計画と予算計画 ④オンライン申請促進委員会報告と来年度の 方針 ⑤CPDについて ⑥研修計画(一部ADRセンター運営委員会と合同委員会) 時期、回数、研修会の内容について ⑦調測要領 昨年総会で一部削除して可決 された件について ⑧測量研修所案について ⑨その他	宮下会長、芦澤副会長、 菅澤次長、佐藤理事、海 野理事、蓑輪理事、金田 理事、丸山理事	会 館
22. 4. 8	第1回ADR 運営委員会 報告事項 ①21年度業務報告並びに決算報告の件 ②22年度業務計画並びに予算計画の件 ③認証紛争解決事業者としての法務大臣への 報告書の件 ④関与者の研修会の件 ⑤その他 調査士運営委員研修	相馬弁護士、小泉副委員 長、各委員	会 館
22. 4. 9	第1回財務部会 ①会計士との打合せ ②平成21年度決算について ③平成22年度予算について ④その他	上島副会長、中塚次長	会 館
22. 4. 9	第1回 正副会長・部次長会議 ①21年度事業報告・決算報告について ②22年度事業案・予算案について ③支部総会出席者の決定について ④第62回定時総会運営について ⑤日調連代議員選出の件 ⑥事務職員給与値上げの件について ⑦CPDについて	宮下会長、上原副会長、 上島副会長、芦澤副会長、 荒井部長、松本部長、 中塚次長、菅澤次長	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 4. 15	下半期監査会 ①平成21年度下半期 業務監査 ②平成21年度下半期 会計監査	小池代表・村松・宮本監事 上島副会長・中塚財務次 長	会 館
22. 4. 16	第1回理事会 ①21年度事業報告・決算報告について ②22年度事業案・予算案について ③第62回定時総会運営について ④日調連代議員選出について ⑤境界問題解決支援センター長野運営委員 選任の件 ⑥事務職員給与値上げの件 ⑦CPDについて ⑧報告事項	正副会長・各理事	会 館
22. 4. 17	愛知会 第1回定例研修会 『倫理規程について』	芦澤副会長	ウィルあいち ウィルホール
22. 4. 20	諏訪支部総会	上島副会長	RACOホテル 華ノ井
22. 4. 20	長野県弁護士会 役員就任披露宴	宮下会長	犀北館
22. 4. 22	ADR関与者研修会（北信地区） ①センター規則・手続等について	小泉副委員長、浅川委員 運営委員、調停員、相談 員、鑑定等実施員、調査 員	会 館
22. 4. 21	松本支部総会	宮下会長	モンテニュー松本
22. 4. 23	伊那支部総会	上原副会長	信州INA セミナーハウス
22. 4. 23	木曾支部総会	芦澤副会長	いわや旅館
22. 4. 23	佐久支部総会	上島副会長	ホテルゴールデンセ ンチュリー(壱萬里)
22. 4. 23	飯山支部総会	荒井総務部長	アップルシティ なかの
22. 4. 23	飯田支部総会	宮下会長	三宣亭本店
22. 4. 25	ADR関与者研修会（中信地区） ①センター規則・手続等について	小泉副委員長、浅川委員 運営委員、調停員、相談 員、鑑定等実施員、調査 員	安曇野市豊科 保健センター
22. 4. 26	大町支部総会	芦澤副会長	割烹だるま
22. 4. 26	オンライン申請に関する法務局との打合せ会議	海野理事・一ノ瀬委員長 平井会員	長野地方 法務局
22. 4. 27	長野支部総会	宮下会長	メルパルク長野
22. 4. 28	上田支部総会	宮下会長	ささや
22. 5. 8	ADR関与者研修会（南信地区）	小泉副委員長、浅川委員	いなっせ

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	①センター規則・手続等について	運営委員、調停員、相談員、鑑定等実施員、調査員	
22. 5. 10	第2回 正副会長・部長会議 ①22年度定時総会について ②その他	正副会長・各部長 寺島支部長・小出会長 長調政連役員	会 館
22. 5. 13	埼玉会定時総会	上島副会長	ベルヴィギヤザ ホール
22. 5. 14	長野県司法書士会定時総会	宮下会長	ホテル ブエナビスタ
22. 5. 15	ADR関与者研修会（東信地区） ①センター規則・手続等について	小泉副委員長、浅川委員 運営委員、調停員、鑑定 等実施員、調査員	東御市中央 公民館
22. 5. 20	栃木会定時総会	上原副会長	宇都宮グランド ホテル
22. 5. 20	一日合同行政相談 松本支部 全相談数 81件 調査士業務関係 4件	竹内副支部長	井上百貨店
22. 5. 21	第9回長調政連定時大会 ・平成21年度活動報告・会員異動状況の件 ・第1号議案 平成21年度収入・支出決算承認の件 ・第2号議案 平成22年度運動方針(案)決定の件 ・第3号議案 平成22年度収入・支出予算(案)決定の件	総役員 会員 3 1 6 出席者 7 7 委任状 1 5 4	メルパルク NAGANO
21. 5. 21	第62回本会定時総会 ・平成21年度会務及び事業報告の件 ・第1号議案 平成21年度収入・支出決算承認の件 ・第2号議案 平成22年度事業計画(案)決定の件 ・第3号議案 平成22年度収入・支出予算(案)決定の件 ・第4号議案 本会「会則」改定の件	総役員 会員 4 3 9 出席者 1 7 2 委任状 1 9 6	メルパルク NAGANO
22. 5. 26	千葉会定時総会	宮下会長	三井ガーデン ホテル千葉
22. 5. 26	新潟会定時総会	上島副会長	ANAクラウンプ ラザホテル新潟
22. 5. 27	神奈川会定時総会	芦澤副会長	ロイヤルホテル ヨコハマ
22. 5. 28	東京会定時総会	上原副会長	東 天 紅
22. 5. 28	静岡会定時総会	芦澤副会長	グランドホテル 浜松

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 5. 28	山梨会定時総会	宮下会長	バルクラシック 甲府
22. 5. 28	長野県行政書士会定時総会	上島副会長	松本東急イン
22. 5. 31	第2回ADR 運営委員会 ①正副委員長選任の件 ②担当者職務分担決定 ③その他 1) 法務大臣への報告について 2) 各案件の受理・不受理の諮問方法及び書類の破棄方法について 3) 規則19条の規定に基づく手続実施規程21条5項に係る事務の職務指定について(担当運営委員職務規程以外) 4) 規則9条2項のただし書きの指定について 5) 研修会についての確認(7月5日) 6) パンフレット(小)の活用(配布)について(広報部との連携) 7) 関与者研修会での質問、意見について 8) 修正記録について 9) 当事者双方が調停を申立てる場合の申立手続きについて 10) 当事者への調停手続の説明について(対応者、場所) 11) 関与者研修会での質問について 12) 次回運営委員会開催日について 13) その他	宮下会長、相馬弁護士、 小泉副委員長、各委員	会 館
22. 6. 2	第3回 正副会長・部次長会議 ① 総会の反省および次年度開催日の予定 ② 日調連総会質問表の提出 ③ 役員会(理事会・部会・研修会等)の開催予定日の概ね ④ その他	宮下会長、上原副会長、 上島副会長、芦澤副会長、 荒井部長、松本部長、 中塚次長、菅澤次長	会 館
22. 6. 14	第2回総務部会 1) 本年度事業について ①諸規程等の検討及び改正 ②会則、規則、規程の改正分の印刷 ③証紙貼用規程改正に伴う対応 ④比例会費の適正納入について ⑤関プロ親睦ゴルフ大会の対応 ⑥その他 2) 支部規則変更承認申請について 3) 災害対策委員会委員について 4) その他	上原副会長、荒井部長、 前田理事、武井理事、 竹内理事	会 館
22. 6. 14	第2回財務部会 ①総会費用決算について ②半日当・在宅日当について ③祝賀会等出席時の支出規程について ④その他	宮下会長、上島副会長、 中塚次長、	会 館
22. 6. 16	第1回災害対策委員会 ① H22. 4. 16 理事会報告の再確認 ② H22年度の委員会活動について ③ 7月5日全体研修会での説明について ④ その他	芦澤副会長、菅澤次長 中塚次長、北澤理事、 蓑輪理事、	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 6. 17	第1回関ブロ会長会議 ①平成21年度会務報告及び活動状況について ②平成21年度収入・支出決算について ③平成22年度事業計画(案)について ④平成22年度収入・支出予算(案)について ⑤第56回定例総会について ⑥その他	宮下会長	東京会
22. 6. 17	第2回業務研修部会 ①7月5日の研修会について ②CPDについて ③H22年度業務研修部事業計画について ④担当委員会の活動計画について ⑤今年度研修計画について ⑥第2回理事会の提案事項について ⑦その他	芦澤副会長、菅澤次長、 佐藤理事、海野理事、 袁輪理事、金田理事、 丸山理事	会 館
22. 6. 18	第1回広報部会 ①年間計画について ②全国一斉表示登記無料相談会の開催について ③外部広報 ④内部広報 ⑤広報部関係（IT委員会、会報編集委員会）の 在宅日当について ⑥その他	上島副会長、松本部長、 北澤理事、伊藤理事	会 館
22. 6. 21	支部長会・長調政連合同会議 ①支部長会から本会運営に対しての要望等について ②各部報告並びに支部への依頼等について	正副会長・各部長・ 各支部長・長調政連役員	会 館
22. 6. 22	関ブロ親睦ゴルフ大会準備委員会 ①第30回関ブロゴルフ大会準備について	上原副会長・竹内理事・ 佐藤理事・北澤理事・ 寺嶋支部長・猪飼会員	会 館
22. 6. 23 6. 24	日調連 第67回定時総会 ・第1号議案 (イ)平成21年度一般会計収入支出決算報告承認 の件 (ロ)平成21年度特別会計収入支出決算報告承認 の件 ・第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会 会則の一部改正(案)及び土地家屋調査士倫理 規程の制定審議の件 ・第3号議案 制度基盤整備特別会計の廃止 及び日本土地家屋調査士会連合会特別規程の 一部改正(案)審議の件 ・第4号議案 平成22年度事業計画(案)審議の 件 ・第5号議案 (イ)平成22年度一般会計収入支出予算(案)審議 の件 (ロ)平成22年度特別会計収入支出予算(案)審議 の件	正副会長、松本部長、中 塚次長、小池委員	東京ドーム ホ テ ル
22. 6. 29	第1回ADR小委員会 ①委員の担当分け ②センター業務の確認及び検討（説明及び 討論形式）	小泉委員長、上原副委員 長、各委員	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの目的 ・事務手続（全体の流れ） ・担当運営委員の業務 ・各関与員の業務 ・研修について ・広報について ・その他 ③会員（認定調査士含む）の取り込み方 （本会との連携） （ADRを全会員の事業とする意識改革への模索） ④その他問題点 		
22. 6. 30	第2回理事会 ①支部規則変更承認申請について ②関東ブロックゴルフ大会実行委員会発足について ③災害対策委員増員の件 ④旅費・日当について ⑤本年度の研修会について ⑥CPDについて ⑦担当委員会の活動について ⑧災害対策委員会について ⑨各部報告事項 ⑩その他	正副会長、各理事	会 館

編集後記

「土地家屋調査士の取り巻く環境は今や非常に～」は集会冒頭の挨拶の定番となったが、我々必要が無ければ声もかからないものが何で1日が、一年があつという間なんだろう。

法務局ではオンラインによる登記申請と今や申請ツールは変わり、正確な形、正確な数値のデータを収集するという無駄が省け、国にとっては理想的な監理体勢に成りつつあり、地租改正時への先祖返りとも言える現象 と思えたりもする。

一方地図の整備、筆界特定制度の充実、民間型裁判外紛争解決手続（ADR）と、土地に関する市民サービスへの政策は著しく配慮されて来ている。

地租改正以降管轄の税務署では土地問題の発生は欠くことがなく、解決サポートのため裁判所が80年もの間共に歩み、昭和27年に統合された法務省の地方支分部局として法務局を誕生させた。ルーツを考えると法務局のスリム化政策による裁判所部門の強化であると思うのである。時間のかかる面倒で大変な作業でありながら、不足している部門をどのように考え、今度は我々がどのようにサポートしたら良いのか。

また昭和25年地方税法公布の年我々は誕生している。進化のような退化のような変化はしたが人が共生する限り我々の職域の避けられない問題であり、また生活できる程の報酬が無ければ関与できない切実な問題でもある。未知の分野であるがそんな仕事が今増えている。

一市民としては、税は公共財産管理共益のた

め必要なものと充分解る。しかし公平で有って欲しい。その土地建物調査に関する部門にプロと国から認められた我々がいる。

（会報編集委員 松本）

【広報部より】

*「全国一斉表示登記無料相談会」開催について

日本土地家屋調査士会連合会・長野県土地家屋調査士会では本年度土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一環として、また、併せて、表示登記制度創設50年の節目の年として「土地家屋調査士の行う全国一斉表示登記無料相談会」を下記の日程で計画します。

実施期間 平成22年10月9日（土）

午前10時から午後4時

開催場所 長野市、飯山市、上田市、佐久市、諏訪市、伊那市、飯田市、松本市、木曾町、大町市の10支部（長野市、松本市は法務局も協力）

現在各支部長が会場設定、市町村広報誌掲載準備をしています、会員各位におかれましては事前準備から当日のご協力よろしく御願いたします。

* 本会ホームページについて

- ・会員情報にグーグルアース、マップによる地図検索サービスを掲載しました。各自事務所を確認され、補修等必要な場合はご連絡ください。

会報ながの第179号

平成22年7月30日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)